

令和 6 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 17 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〳 第 18 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	13
〳 第 19 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	19
〳 第 20 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	29
奈良市議案第 9 号	令和 6 年度奈良市一般会計予算……………	45
〳 第 10 号	令和 6 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算……………	57
〳 第 11 号	令和 6 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	59
〳 第 12 号	令和 6 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	63
〳 第 13 号	令和 6 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	66
〳 第 14 号	令和 6 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計予算……………	70
〳 第 15 号	令和 6 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	73
〳 第 16 号	令和 6 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 17 号	令和 6 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 18 号	令和 6 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 19 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について……………	76
〳 第 20 号	奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部改正 について……………	78
〳 第 21 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	80
〳 第 22 号	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につ いて……………	81
〳 第 23 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ いて……………	83

奈良市議案第 24 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	85
〳 第 25 号	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運 営の基準等に関する条例等の一部改正について……………	87
〳 第 26 号	奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運 営の基準に関する条例の廃止について……………	91
〳 第 27 号	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例等の一部改正について……………	92
〳 第 28 号	奈良市介護保険条例の一部改正について……………	95
〳 第 29 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	100
〳 第 30 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ る特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及 び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入 れる特定非営利活動法人等を定める条例の廃止につ いて……………	101
〳 第 31 号	奈良市営駐車場条例の一部改正について……………	103
〳 第 32 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	106
〳 第 33 号	奈良市水道事業給水条例の一部改正について……………	107
〳 第 34 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて……………	108
〳 第 35 号	包括外部監査契約の締結について……………	109
〳 第 36 号	市道路線の廃止について……………	110
〳 第 37 号	市道路線の認定について……………	115
〳 第 38 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	135
〳 第 39 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	136
〳 第 40 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	137
〳 第 41 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	139
〳 第 42 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	140
〳 第 43 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	141
〳 第 44 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	142
〳 第 45 号	監査委員の選任について……………	143

奈良市議案第 46 号	教育委員会の委員の任命について……………	145
第 47 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	147
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	149

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和6年度事業計画書

令和6年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(1) 受託業務

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務
- 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、月ヶ瀬地域を除く奈良市内全域及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、環境清美工場のばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

- 浄化槽の清掃等に関する業務

3. 業務の方針

(1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	729件	770件	△41件
一般従量制汲取	56件	59件	△3件
事業所等従量制汲取	200件	225件	△25件

② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
615か所	615か所	0

③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1か所	1か所	0

④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・ 近鉄新大宮駅前地下道
- ・ 近鉄新大宮駅西側地下道
- ・ J R 平城山駅旅客通路
- ・ J R 平城山駅西側歩道橋
- ・ 近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・ 近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6か所)	(6か所)	
13,792㎡	13,792㎡	0

⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、月ヶ瀬地域を除く奈良市内全域及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生するばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ

（対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、奈良市市街地の一部）

当年度	前年度	増減
66,000世帯	66,000世帯	0世帯

○再生資源（対象：月ヶ瀬地域を除く市内全域）

当年度	前年度	増減
166,500世帯	167,000世帯	△500世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1 か所	1 か所	0

○ばいじん処理物運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
1, 600 t	1, 300 t	300 t

○焼却灰（非鉄）運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
2, 600 t	2, 000 t	600 t

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。（件数は月平均）

当年度	前年度	増減
388件	364件	24件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	10名（内臨時6）	9名（内臨時6）	1名
現業職	128名（内臨時83）	129名（内臨時83）	△1名
合計	138名（内臨時89）	138名（内臨時89）	0

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	12台	13台	△1台
パッカー車	28台	29台	△1台
貨物車 他	35台	35台	0
営業車	3台	3台	0
合計	78台	80台	△2台

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	154,000	154,000	0
公園・広場等清掃業務	59,900	59,900	0
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	2,684	2,551	133
公衆便所清掃業務	1,245	1,245	0
地下道等清掃業務	3,613	3,613	0
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	24,544	24,544	0
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務	34,240	34,240	0
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	79,651	79,651	0
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	198,612	198,612	0
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,303	14,303	0
東部地域再生資源収集運搬業務	4,033	4,033	0
中高層住宅再生資源収集運搬業務	6,969	6,969	0
市街地地域再生資源収集運搬業務	177,001	178,603	△1,602
再生資源選別及び処理業務	19,800	19,800	0
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	2,667	2,667	0
ばいじん処理物運搬業務	6,446	6,446	0
焼却灰（非鉄）運搬業務	7,876	7,876	0
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	18,704	18,177	527
受託事業収入合計	816,288	817,230	△942

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務収入	85,916	79,867	6,049
受託外許認可事業等収入合計	85,916	79,867	6,049

③ 事業外収入

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	57	57	0
雑収入	105	112	△7
事業外収入合計	162	169	△7

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

収入合計	当年度	前年度	増減
	902,366	897,266	5,100

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	477,092	472,979	4,113
福利厚生費	18,804	18,725	79
燃料費	41,972	43,891	△1,919
事故整理費	700	700	0
保険料	6,485	7,691	△1,206
旅費交通費	1,615	1,615	0
雑費	480	480	0
法定福利費	79,798	77,912	1,886
被服費	6,356	6,505	△149
修繕費	50,901	51,872	△971
公租公課	6,510	7,465	△955
消耗品費	10,593	9,000	1,593
賃借料	3,200	3,200	0
減価償却費	17,919	19,989	△2,070
合 計	722,425	722,024	401

② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	61,431	59,526	1,905
福利厚生費	1,936	1,936	0
水道光熱費	2,142	2,142	0
保険料	192	220	△28
旅費交通費	41	52	△11
通信費	1,957	2,034	△77
図書費	260	260	0
会議費	292	292	0
支払手数料	8,023	3,980	4,043
減価償却費	1,200	1,540	△340
法定福利費	7,836	9,642	△1,806

科目	当年度	前年度	増減
公租公課	2,875	2,077	798
修繕費	790	784	6
消耗品費	1,725	1,723	2
燃料費	330	323	7
交際費	145	145	0
広告費	1,565	1,565	0
調査研究費	20	20	0
賃借料	4,968	5,231	△263
雑費	59	59	0
合 計	97,787	93,551	4,236

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	133	133	0
消費税	82,021	81,558	463
合 計	82,154	81,691	463

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	902,366	897,266	5,100

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

当期利益金	当年度	前年度	増減
	0	0	0

予 定 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	475,792	445,515	30,277	
未収入金	8,753	8,731	22	
受託事業未収金	73,618	79,274	△ 5,656	
手数料未収金	1,997	1,915	82	
前払費用	490	587	△ 97	
貯蔵品	1,436	1,417	19	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 500	△ 535	35	
流動資産合計	561,586	536,904	24,682	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	59,964	56,849	3,115	
建物附属設備	1,336	1,653	△ 317	
構築物	2,361	546	1,815	
機械器具	0	0	0	
車両運搬具	13,863	13,873	△ 10	
什器備品	3,499	3,456	43	
電話設備	944	97	847	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	123,930	118,437	5,493	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	310	310	0	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	108	170	△ 62	
無形固定資産合計	718	780	△ 62	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440	1,440	0	
長期貸付金	3,499	3,599	△ 100	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	619	483	136	
投資その他の資産合計	5,568	5,532	36	
固定資産合計	130,216	124,749	5,467	
資産合計	691,802	661,653	30,149	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	0	3	△ 3	
未払金	34,736	30,848	3,888	
未払法人税等	71	104	△ 33	
預り金	6,671	10,964	△ 4,293	
仮受金	261	188	73	
手数料未払金	2,147	2,130	17	
未払消費税	12,845	16,817	△ 3,972	
修繕引当金	139,583	114,480	25,103	
流動負債合計	196,314	175,534	20,780	
2. 固定負債				
退職給与引当金	177,348	184,574	△ 7,226	
固定負債合計	177,348	184,574	△ 7,226	
負債合計	373,662	360,108	13,554	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	308,140	291,545	16,595	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	305,640	289,045	16,595	
純資産合計	318,140	301,545	16,595	
負債及び正味財産合計	691,802	661,653	30,149	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	742,079	742,936	△ 857	
浄化槽収入	78,104	72,603	5,501	
高压洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	820,183	815,539	4,644	
売上原価				
事業直接原価	722,425	722,024	401	
売上原価合計	722,425	722,024	401	
売上総利益	97,758	93,515	4,243	
販売費及び一般管理費	97,787	93,551	4,236	
営業利益	△ 29	△ 36	7	
営業外収益				
受取利息	57	57	0	
受取配当金	0	0	0	
雑収入	105	112	△ 7	
営業外収益合計	162	169	△ 7	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	133	133	0	
営業外費用合計	133	133	0	
経常利益	0	0	0	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	0	102	△ 102	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	0	102	△ 102	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	0	0	0	
貸倒損失	0	0	0	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	0	0	0	
税引前当期純利益	0	102	△ 102	
法人税、住民税及び事業税	143	176	△ 33	
当期純利益	△ 143	△ 74	△ 69	

奈良市市街地開発株式会社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和6年度事業計画書

令和6年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地再開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理運営等を行っている。

令和6年度は、今後の社会情勢の変化等も考慮しながら、安定的な業務運営において管理品質、コスト対策など管理運営力の向上を目指し、健全経営の維持を効率的・効果的に行い、事業収益の安定確保と商業エリアへの集客を図っていく。

2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 業務の方針

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、常に変化する経営環境や様々なリスクに対応しながら総合的な保守管理事業を行うとともに、商業施設・事務所等にふさわしい良好な環境を提供し、多くの人々を誘引し、駅周辺の発展に寄与する。

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行う。

4. 事業予算の概要

令和6年度は、JR奈良駅前再開発第1ビルの商業施設等の収入の維持確保、経費削減に努めることにより、当期の利益金は6,230千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収入	199,540	195,200	4,340
(内訳) 商業床等管理収入	126,120	127,700	△ 1,580
学園前再開発ビル受託収入	43,420	45,000	△ 1,580
建物管理業務収入	30,000	22,500	7,500
事業外収入	10	10	0
収入合計	199,550	195,210	4,340

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
総費用	193,320	191,480	1,840
(内訳) 人件費	17,200	16,990	210
福利厚生費	3,550	3,500	50
委託費	69,580	62,900	6,680
賃借料	53,600	52,200	1,400
共益費	37,000	43,500	△ 6,500
販促費	600	600	0
消耗品費	1,300	1,300	0
通信費	630	630	0
燃料費	20	20	0
減価償却費	1,800	1,800	0
修繕費	3,000	3,000	0
会議費	20	20	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
手数料	2,600	2,600	0
公租公課	600	600	0
諸会費	100	100	0
旅費交通費	20	20	0
保険料	250	250	0
雑費	1,450	1,450	0
支出合計	193,320	191,480	1,840

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期収支差額	6,230	3,730	2,500

予 定 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	213,858	205,890	7,968	
未収金	250	250	0	
未収入金	5,800	6,200	△ 400	
前払費用	4,920	4,800	120	
流動資産合計	224,828	217,140	7,688	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865	15,865	0	
建物付属設備	27,548	27,548	0	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	1,037	0	
減価償却累計額	△ 28,300	△ 26,500	△ 1,800	
有形固定資産合計	16,945	18,745	△ 1,800	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	0	400	△ 400	
無形固定資産合計	0	400	△ 400	
(3) 投資その他の資産				
保証金	13	13	0	
投資その他の資産合計	13	13	0	
固定資産合計	16,958	19,158	△ 2,200	
資産合計	241,786	236,298	5,488	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	2,500	5,100	△ 2,600	
未払外注費	5,980	5,930	50	
未払費用	2,400	2,950	△ 550	
前受金	4,700	4,100	600	
預り金	0	100	△ 100	
売上預り金	9,000	7,900	1,100	
未払い法人税等	300	300	0	
流動負債合計	24,880	26,380	△ 1,500	
2. 固定負債				
預り保証金	33,786	33,028	758	
固定負債合計	33,786	33,028	758	
負債合計	58,666	59,408	△ 742	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	64,420	58,190	6,230	
繰越利益剰余金	64,420	58,190	6,230	
(うち当期純利益)	(6,230)	(3,730)	(2,500)	
純資産合計	183,120	176,890	6,230	
負債及び純資産合計	241,786	236,298	5,488	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	126,120	127,700	△ 1,580	
学園前再開発ビル受託収入	43,420	45,000	△ 1,580	
建物管理業務	30,000	22,500	7,500	
売上高合計	199,540	195,200	4,340	
売上原価				
当期製品製造原価	183,350	182,020	1,330	
売上原価合計	183,350	182,020	1,330	
販売費及び一般管理費	9,670	9,160	510	
営業利益	6,520	4,020	2,500	
営業外収益				
受取利息	5	5	0	
雑収入	5	5	0	
営業外収益合計	10	10	0	
経常利益	6,530	4,030	2,500	
税引前当期純利益	6,530	4,030	2,500	
法人税、住民税及び事業税	300	300	0	
当期純利益	6,230	3,730	2,500	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和6年度事業計画書

令和6年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び児童福祉の保障に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業並びに児童に健全な遊びを与える事業を行うことで、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、学習意欲と能力の醸成を図る。あわせて、市民の立場に立った施設運営を行い、いつでも、誰でも学ぶことのできる公益性の高い学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進する。

公民館では、学びを通して地域の多様な住民や団体と連携・協働することで、地域課題を解決する力を育成することを目指す。また、公民館が子ども・若者から高齢者にとって、「いつでも・どこでも・誰でも」「つどう・まなぶ・むすぶ」居場所となるよう、体験活動や世代・地域を越えた交流につながるような取組を推進する。

男女共同参画センターでは、市民の男女共同参画社会への意識の向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会の形成を促進することを目指す。

西部会館市民ホールでは、市民が気軽に文化に触れる機会を持ち、文化に対する興味・関心を高め、市民の文化活動が活発化することを目指す。

児童館では、児童が安全・安心に学ぶことができる環境を整備し、児童の心身ともに健やかな成長を育み、見守ることで、その能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう運営を行う。また、児童の最善の利益を考慮し、人権に配慮した運営を行うために、児童の意見を尊重し、保護者を含め、地域の人々とともに児童の健全な育成に努める。

2. 事業内容

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

○公民館

生涯学習センター・公民館の活性化と、市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、全ての世代が学ぶことのできる機会を提供する。さまざまな学びや取組を通して、地域の教育力を高め、市民が主体的に関わることで、生涯学習による持続可能な地域社会の実現を目指す。

令和6年度は、公民館活動のより一層の充実を図るため、市民のライフステージに応じた学習機会の提供、多様な対象に向けた多彩な事業を開催する等により、学びの入口を増やす。また、地域人材の掘り起こしや学習を通じた地域人材の育成等を通して、地域活動の活性化を図り、持続可能な地域社会づくりを目指す。

また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援する。なお、令和6年度は、施設ごとに策定している年次計画の2年目に当たり、これまでの成果・課題を踏まえ、5年後の目標達成に向けた取組を着実に進める。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

○男女共同参画センター

男女共同参画社会を推進するための活動拠点として、市民の男女共同参画社会への意識の向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会の形成を促進することを目的とした事業を展開する。

具体的には、男女共同参画社会に関する講座の広報及び啓発に関すること、男女共同参画社会を推進するために必要な情報の収集及び提供、活動団体等の学習支援及び交流

の場の提供を行い、男女共同参画社会の推進に向けた活動の拠点施設として市民がより積極的に参画できる環境をつくる。

[指定管理施設]

奈良市男女共同参画センター

計 1 施設

○西部会館市民ホール

多様化する市民ニーズに対応しながら、市民の文化に対する興味・関心を高め、市民の文化活動の活性化を図る事業を展開し、市民文化の振興を図る。

具体的には、市民が主体となって文化芸術活動についての披露や発信が気軽にできる環境づくりを進める。また、市民一人ひとりが文化に親しむ機会を増やすために、情報発信により一層注力する。これらの方策を着実に行うことで、市民が文化芸術を身近に感じ、文化に対する意識の高揚と文化に親しむ機会の拡充を図り、市民の文化活動を支援する。

[指定管理施設]

奈良市西部会館市民ホール

計 1 施設

○児童館

児童の健全育成及び子育て支援の拠点として事業を展開し、施設情報や児童館事業の広報を充実させることにより利活用の促進に努める。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての児童を対象とし、地域における子どもの居場所となるよう、遊びや生活の援助を行い、自尊感情や自己有用感、自主性・社会性を育むとともに、学習環境を整備することで情操を豊かにする等、児童の健やかな心身を育成する。また、子育て家庭の孤立化や育児不安の解消を目的とした子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能を果たすとともに、深刻な事案は必要に応じて専門機関へとつなげる。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワークの構築を行い、地域・家庭との連携を進めることで、子どもにやさしいまちづくりの促進を目指す。

令和6年度は、施設ごとの目標と年次計画及び来館者アンケートに基づき、より充実した事業を展開するとともに、より多くの子どもたちにとって児童館が心の拠り所となるような児童館運営を目指す。また、児童館の対象でありながら利用することの少なかった中学生・高校生が来館しやすい環境づくりに努めるとともに、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。あわせて、児童館の存在を積極的に広報し、児童館に対する10代の児童のニーズを把握することで、新規児童の利用促進につなげる。

[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館

計4施設

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指す。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

収 支 予 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	770,507	770,225	282	
基本財産運用収入	3	3	0	
基本財産利息収入	3	3	0	
協定事業収入	764,943	759,282	5,661	
指定管理受託収入	764,188	758,527	5,661	
講座受講料収入	755	755	0	
補助金等収入	0	5,379	△ 5,379	
補助金収入	0	5,379	△ 5,379	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	451	451	0	
受取利息	3	3	0	
雑収入	448	448	0	
経常収益計	770,507	770,225	282	
(2) 経常費用				
事業費	735,493	756,024	△ 20,531	
人件費	495,639	493,721	1,918	
役員報酬	1,200	0	1,200	
給料	158,839	155,252	3,587	
賃金	166,171	169,853	△ 3,682	
職員手当	70,746	68,176	2,570	
福利厚生	68,968	71,135	△ 2,167	
賞与引当金繰入	29,715	29,305	410	
事業経費	239,854	262,303	△ 22,449	
諸謝金	9,495	9,517	△ 22	
旅費交通費	295	295	0	
消耗品費	6,245	12,986	△ 6,741	
燃料費	1,245	1,450	△ 205	
賄材料費	25	25	0	
会議費	337	335	2	
印刷製本費	845	1,356	△ 511	
光熱水料費	60,773	55,275	5,498	
修繕費	2,816	18,237	△ 15,421	
医薬材料費	54	56	△ 2	
通信運搬費	4,596	4,485	111	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
減価償却費	21,188	19,878	1,310	
手数料	3,019	3,998	△ 979	
保険料	2,002	2,092	△ 90	
委託費	79,548	81,384	△ 1,836	
賃借料	4,899	8,173	△ 3,274	
負担金	127	122	5	
広告料	10	10	0	
租税公課	42,335	42,629	△ 294	
管理費	35,014	33,488	1,526	
人件費	22,604	21,266	1,338	
役員報酬	1,200	0	1,200	
給料	7,450	7,287	163	
賃金	6,154	6,358	△ 204	
職員手当	3,310	3,192	118	
福利厚生	3,190	3,142	48	
賞与引当金繰入	1,300	1,287	13	
管理経費	12,410	12,222	188	
諸謝金	130	260	△ 130	
旅費交通費	211	267	△ 56	
消耗品費	66	100	△ 34	
燃料費	53	56	△ 3	
光熱水料費	2,801	2,562	239	
通信運搬費	171	173	△ 2	
手数料	523	483	40	
委託費	520	698	△ 178	
賃借料	753	644	109	
負担金	7,106	6,866	240	
租税公課	76	113	△ 37	
経常費用計	770,507	789,512	△ 19,005	
当期経常増減額	0	△ 19,287	19,287	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 19,287	19,287	
一般正味財産期首残高	8,124	27,411	△ 19,287	
一般正味財産期末残高	8,124	8,124	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	58,124	58,124	0	

予 定 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	114,425	126,007	△ 11,582	
未収金	303	234	69	
立替金	1,505	980	525	
流動資産合計	116,233	127,221	△ 10,988	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	0	0	
退職給付引当資産	5,304	3,936	1,368	
特定資産合計	5,304	3,936	1,368	
(3) その他固定資産				
リース資産	32,355	42,343	△ 9,988	
その他固定資産合計	32,355	42,343	△ 9,988	
固定資産合計	87,659	96,279	△ 8,620	
資産合計	203,892	223,500	△ 19,608	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	37,323	45,842	△ 8,519	
預り金	1,060	4,414	△ 3,354	
賞与引当金	31,015	30,592	423	
リース債務	21,187	16,521	4,666	
未払消費税等	11,207	9,209	1,998	
流動負債合計	101,792	106,578	△ 4,786	
2. 固定負債				
リース債務	11,168	25,822	△ 14,654	
退職給付引当金	32,808	32,976	△ 168	
固定負債合計	43,976	58,798	△ 14,822	
負債合計	145,768	165,376	△ 19,608	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産	8,124	8,124	0	
正味財産合計	58,124	58,124	0	
負債及び正味財産合計	203,892	223,500	△ 19,608	

予定正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	770,507	770,225	282	
基本財産運用収入	3	3	0	
基本財産利息収入	3	3	0	
協定事業収入	764,943	759,282	5,661	
指定管理受託収入	764,188	758,527	5,661	
講座受講料収入	755	755	0	
補助金等収入	0	5,379	△ 5,379	
補助金収入	0	5,379	△ 5,379	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	451	451	0	
受取利息	3	3	0	
雑収入	448	448	0	
経常収益計	770,507	770,225	282	
(2) 経常費用				
事業費	735,493	756,024	△ 20,531	
人件費	495,639	493,721	1,918	
役員報酬	1,200	0	1,200	
給料	158,839	155,252	3,587	
賃金	166,171	169,853	△ 3,682	
職員手当	70,746	68,176	2,570	
福利厚生	68,968	71,135	△ 2,167	
賞与引当金繰入	29,715	29,305	410	
事業経費	239,854	262,303	△ 22,449	
諸謝金	9,495	9,517	△ 22	
旅費交通費	295	295	0	
消耗品費	6,245	12,986	△ 6,741	
燃料費	1,245	1,450	△ 205	
賄材料費	25	25	0	
会議費	337	335	2	
印刷製本費	845	1,356	△ 511	
光熱水料費	60,773	55,275	5,498	
修繕費	2,816	18,237	△ 15,421	
医薬材料費	54	56	△ 2	
通信運搬費	4,596	4,485	111	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
減価償却費	21,188	19,878	1,310	
手数料	3,019	3,998	△ 979	
保険料	2,002	2,092	△ 90	
委託費	79,548	81,384	△ 1,836	
賃借料	4,899	8,173	△ 3,274	
負担金	127	122	5	
広告料	10	10	0	
租税公課	42,335	42,629	△ 294	
管理費	35,014	33,488	1,526	
人件費	22,604	21,266	1,338	
役員報酬	1,200	0	1,200	
給料	7,450	7,287	163	
賃金	6,154	6,358	△ 204	
職員手当	3,310	3,192	118	
福利厚生	3,190	3,142	48	
賞与引当金繰入	1,300	1,287	13	
管理経費	12,410	12,222	188	
諸謝金	130	260	△ 130	
旅費交通費	211	267	△ 56	
消耗品費	66	100	△ 34	
燃料費	53	56	△ 3	
光熱水料費	2,801	2,562	239	
通信運搬費	171	173	△ 2	
手数料	523	483	40	
委託費	520	698	△ 178	
賃借料	753	644	109	
負担金	7,106	6,866	240	
租税公課	76	113	△ 37	
経常費用計	770,507	789,512	△ 19,005	
当期経常増減額	0	△ 19,287	19,287	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 19,287	19,287	
一般正味財産期首残高	8,124	27,411	△ 19,287	
一般正味財産期末残高	8,124	8,124	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	58,124	58,124	0	

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 令和6年度事業計画書

令和6年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化する市民ニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすく、安心・安全な施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

当財団の運営については、令和5年度に指定管理施設が減少する等、経営基盤が極めて厳しい状況となったため、収支不足対策を具体的に検討して、新しい事業の創出や既定事業の見直しを積極的に進めて、収益性の確保や経費節減と事業の質的向上に取り組むこととした。

また、全ての職員が経営改革の意識を強く持って財団の運営を進めることとし、内部統制の整備や職員の育成を積極的に進めて、市民の要請にきめ細かく応えるための努力を重ね、地域社会の発展に寄与しようとするものである。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

(1) 文化振興事業

奈良市が策定した「第2次奈良市文化振興計画」に沿って国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

○なら100年会館

奈良県内最大級のホールという特色を生かして、国内外から奈良へ人々が集まるイベントを企画、他分野・他施設との連携を強化し、経済的波及効果を高める取組を進め、奈良の文化芸術の創造的かつ総合的な拠点としたホールを目指す。

事業については、奈良が発祥の地である能楽の普及・発展に寄与する奈良の魅力再発見能楽普及事業、伝統文化の保存、普及及び継承につながる「伝統芸能こども文化祭」、子どもたちの情操を高めるとともに、芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充として、小さなお子様とファミリーで音楽を楽しめる「夏休みファミリーコンサートwith大阪交響楽団」、社会包摂事業として「アウトリーチ事業」、「バリアフリーコンサート」、また、公益性を基とした地域との協同事業や各種講座の定員を拡充し文化振興を図る。

○奈良市美術館

観光複合商業施設の利点を生かして、市民の優れた芸術作品を発表・鑑賞する機会を提供し、主催の展覧会事業を通じて、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募展「奈良市美術展覧会－市展なら－」を開催する。また、大学等との連携協力による各種講座や芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を散策しながら紹介する「奈良の散歩道」を開催する。

また、近代奈良の歴史文化や生活文化を掘り下げて、奈良の魅力を見つめなおすシリーズ「奈良を観る」展を開催するほか、子どもから大人まで現代芸術を通して日常の見え方や感じ方に変化を与える鑑賞体験を目的とした展覧会を開催する。

○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、企画展に関連する内容や、書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」、展示作品についての「解説会」、初心者から参加できるワークショップや実践的な作品制作のための「書道実技講座」、また、奈良教育大学仮名書道研究室の協力により「夏休み子どもクイズ」や書道体験ワークショップを開催する。

また、友の会（平成26年度発足）会員に対する展覧会の情報の発信やならまち年賀状コンクール作品、かな臨書コンテスト等、書道の普及活動を行う。

展覧会においては、高木厚人館長による源氏物語をテーマとした企画展や新たに奈

良市へ寄付された平田華邑作品による特別展に加え、新進気鋭の若手作家を紹介する企画展や書道専修の学生が自由な発想で企画立案、制作する展覧会等新たな企画展を館蔵品展とともに開催する。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市杉岡華邨書道美術館

(2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等13体育施設

奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協働で指定管理運営コンセプトである「スポーツでまちづくり」推進拠点として奈良市スポーツ協会加盟団体の協力による陸上競技、ソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、女性を対象とした「健康体操教室」や「やさしいヨガ教室」、小学生を対象とした「ハンドボールスクール」、トップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」、「サッカースクール」を開催する。また軽スポーツの普及活動として「モルック大会」の開催や新たな管理施設である鴻ノ池スケートボードパーク、鴻ノ池ランニングステーションの運営を通じてイベントの充実、スポーツ活動の機会を提供し、子どもたちの運動能力向上、生活習慣病予防等の健康増進につなげる。

○奈良市中央武道場等4体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと、「武道教室」、「奈良市武道士用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」を開催し、人格の形成、道德心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。また、外国人観光客を対象にした弓道体験教室に加え、弓道見学会及び柔道見学会を開催する。

そのほか「操体法教室」、「健康体操教室（メロディ・アリサ、ゆるやか体操）」、

「ノルディックウォーキング教室」を開催し、未就学児や高齢者の健康増進に寄与する。

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

スポーツを気軽に楽しむ機会を提供し、市民の健康維持・増進と運動するきっかけを作ることで、スポーツを通じたまちづくりを図る。

事業については、屋内温水プールで、幼児から大人まで幅広い年齢層に対して、泳ぐ楽しさの啓発や健康促進を目的とした「水泳教室」、「水中健康運動教室」を開催する。体育館では、無理なく運動を楽しみ、健康増進に寄与する軽運動の教室として「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」、「たのしいフロアウォーキング教室」、「エアロビクス教室」を開催する。新規事業として「やさしいヨガ教室」、民間企業と連携して「バスケットボールスクール」を開催し、様々な角度から健康増進につなげる事業を開催し、更なるスポーツ振興に努める。

[指定管理施設]

奈良市鴻ノ池球場

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市鴻ノ池スケートボードパーク

奈良市鴻ノ池ランニングステーション

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市鴻ノ池コート
奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

(3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的な文化や芸能を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

○奈良市ならまちセンター

市民ホールや図書館、市役所連絡所、カフェが併設した「ならまち」の中心的な複合施設として、喜びや感動、新しい発見が生まれる魅力的な拠点施設を目指す。

事業については、地元奈良出身の演奏家を起用したコンサート、地域連携として奈良町落語館との落語会、NPO団体や地元教育機関との共同企画「子どもおん祭」や「ならまちマルシェ」のほか、市民の成果発表の場であり地域交流のふれあいの場として「ならまち“いきいき”フェスティバル」等を開催する。また、館内にある図書館

やカフェの協力により地域経済の活性化を目的とした「芝生広場活用プロジェクト」のほか、第2次奈良市文化振興計画に基づき奈良市と連携した「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と題した街中ライブやアウトリーチ活動を進めていく。1階ギャラリーでは「アートによる憧れと発見の知的空間」をテーマとした展示やトークイベント、市民参加型のワークショップを展開する。

○奈良市音声館

設置目的である伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図るとともに、市民の文化の向上と開館当初から築いてきた地域とのつながりやネットワークの蓄積等の管理経験を生かしながら必要とされつづける施設を目指し、効率的な貸館の利用提案や様々な利用者の充実ができる事業を通じたまちづくり等「新たな音声館の創造」に向け奈良市と連携をして管理運営を行う。

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉の写真作品を保存・整理、展示公開する事業を継続的に実施し、奈良から写真文化の発信を行う。奈良を撮り続けた入江作品を中心に国内外で活躍する写真家も取り上げ、写真表現の多様性や魅力を紹介する。あわせて入江作品のデジタル化、データベースの構築を継続的に行いつつ、メタバーズ（Web上の3次元仮想空間）のなかでも実証実験として多角的に事業を展開する。

また、写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」等の各種講座や、第五回入江泰吉記念写真賞（令和5年度開催）の受賞者の巡回展及び次回写真賞の実施に向けて取り組み、更なる写真文化の発展と奈良から世界へ発信することに努める。

○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となりとその功績を顕彰する事業を入江泰吉記念奈良市写真美術館と協働展開し、入江の大和路に込めた思いや奈良の奥深い魅力を引き出す講座やイベントを充実させる。また、東大寺旧境内にある旧居と高畑にある写真美術館双方の立地を生かして、地域の活性化や新たな観光資源の発掘に取り組み、寺社や奈良市きたまちの活動団体等と連携し入江泰吉旧居から奈良文化の発信と古都散策の拠点を目指す。

[指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

(4) 勤労者福祉サービス事業

○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生の上を目指すべく、会員制度「うえるびい奈良」の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対する慶弔給付等の事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生充実と企業のイメージアップ、人材の確保及び定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者や市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス教室」、「ヨガ教室」等、利用者の要望を取り入れながら勤労者のスキルアップを目指す各種教室を開催する。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

(5) 都祁地域振興事業

奈良市東部の玄関口として、中山間部の様々な伝統ある文化・芸術を推奨しつつ「安心と癒しに包まれた故郷づくり」、「文化的な故郷づくり」の拠点施設を目指す。

○奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター等

4 体育施設

地域間・世代間交流事業では、地域に浸透している「映画祭」の開催、自然豊かな大和高原都祁の魅力を紹介するための「アウトドア体験&都祁マルシェ」を開催する。

年齢層を超えた交流を推進し、“いつでも、どこでも、だれでも”気軽に出来る「各種スポーツ教室」の開催等、地域住民の健康増進に寄与する地域社会を目指す。

音楽の里づくり事業では、次世代の演奏家を発掘するため、Y S Kシンフォニックアンサンブル吹奏楽団や都祁中学校吹奏楽部、山辺高等学校軽音楽部の協力を得ながら、音楽の魅力を発信し、地域活性化を図る。

体育施設では、ネット予約システム「e古都なら」による利用促進を更に拡大出来るよう、SNSを活用しスポーツ振興に努める。

そのほか、都祁福祉センター、都祁公民館、奈良東商工会、自治会組織等、様々な団体と積極的に共催・協力をし、新たな「故郷都祁」を目指す。

[指定管理施設]

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	7	9	△ 2	
基本財産受取利息	7	9	△ 2	
② 特定資産運用益	2	45	△ 43	
特定資産受取利息	2	45	△ 43	
③ 受取入会金	175	175	0	
受取入会金	175	175	0	
④ 受取会費	35,531	35,816	△ 285	
受取会費	35,531	35,816	△ 285	
⑤ 事業収益	143,587	134,522	9,065	
入場料収益	33,486	35,755	△ 2,269	
受講料収益	80,889	67,815	13,074	
利用料金収益	9,007	9,007	0	
出品料収益	600	600	0	
参加費収益	1,707	1,662	45	
普及事業収益	0	485	△ 485	
小売業収益	3,640	3,425	215	
受取手数料	2,458	2,489	△ 31	
事業受託収益	350	210	140	
共催事業管理収益	10,135	12,365	△ 2,230	
その他収益	1,315	709	606	
⑥ 受取補助金等	1,241,806	1,209,006	32,800	
受取指定管理料	1,215,804	1,182,204	33,600	
受取地方公共団体補助金	26,002	26,002	0	
受取民間助成金	0	800	△ 800	
⑦ 受取負担金	19,452	20,965	△ 1,513	
受取負担金	19,452	20,965	△ 1,513	
⑧ 雑収益	4,682	4,730	△ 48	
受取利息	4	4	0	
雑収益	2,422	2,470	△ 48	
運営協力金等収益	2,256	2,256	0	
経常収益計	1,445,242	1,405,268	39,974	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,473,572	1,465,768	7,804	
給料手当	449,517	451,966	△ 2,449	
臨時雇賃金	54,552	53,939	613	
福利厚生費	83,097	98,505	△ 15,408	
視察費	50	50	0	
旅費交通費	1,148	1,042	106	
通信運搬費	10,146	9,400	746	
減価償却費	4,495	2,906	1,589	
地方公共団体帰属備品等購入費	1,200	1,508	△ 308	
消耗什器備品費	765	1,133	△ 368	
消耗品費	26,710	27,082	△ 372	
修繕費	13,960	14,030	△ 70	
印刷製本費	11,483	13,037	△ 1,554	
燃料費	1,487	1,445	42	
光熱水料費	286,846	261,472	25,374	
賃借料	26,866	29,025	△ 2,159	
保険料	7,270	7,341	△ 71	
諸謝金	37,221	42,428	△ 5,207	
租税公課	55,438	54,409	1,029	
支払負担金	908	4,182	△ 3,274	
支払助成金	48,135	49,601	△ 1,466	
委託費	336,505	325,519	10,986	
会議費	20	25	△ 5	
支払手数料	8,324	8,265	59	
広告宣伝費	2,739	2,663	76	
仕入	1,684	1,576	108	
交際費	75	65	10	
原材料費	1,360	1,435	△ 75	
医薬材料費	1,472	1,621	△ 149	
雑費	99	98	1	
② 管理費	67,562	70,147	△ 2,585	
役員報酬	2,683	6,279	△ 3,596	
給料手当	45,513	45,513	0	
福利厚生費	9,074	9,490	△ 416	
研修費	148	69	79	
旅費交通費	14	21	△ 7	
通信運搬費	428	441	△ 13	
減価償却費	135	202	△ 67	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
消耗品費	543	544	△ 1	
修繕費	8	8	0	
燃料費	38	36	2	
賃借料	4,476	4,245	231	
保険料	5	5	0	
諸謝金	926	642	284	
租税公課	33	40	△ 7	
支払負担金	257	281	△ 24	
委託費	2,096	2,140	△ 44	
支払手数料	185	191	△ 6	
広告宣伝費	1,000	0	1,000	
経常費用計	1,541,134	1,535,915	5,219	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 95,892	△ 130,647	34,755	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 95,892	△ 130,647	34,755	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 95,892	△ 130,647	34,755	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 95,892	△ 130,647	34,755	
法人税、住民税及び事業税	3,002	3,243	△ 241	
当期一般正味財産増減額	△ 98,894	△ 133,890	34,996	
一般正味財産期首残高	286,198	332,542	△ 46,344	
一般正味財産期末残高	187,304	198,652	△ 11,348	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	273,308	284,656	△ 11,348	

予 定 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	151,312	192,204	△ 40,892	
現金	2,754	2,660	94	
普通預金	148,558	189,544	△ 40,986	
当座預金	0	0	0	
未収金	1,258	28,142	△ 26,884	
前払金	1,334	445	889	
商品	3,011	3,137	△ 126	
貯蔵品	32	36	△ 4	
流動資産合計	156,947	223,964	△ 67,017	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	102,000	132,000	△ 30,000	
減価償却引当預金	2,739	2,739	0	
書道芸術振興積立金	36,187	36,588	△ 401	
永年在会給付事業積立預金	4,075	4,214	△ 139	
運営基金積立準備預金	5,803	5,628	175	
共済事業引当預金	0	383	△ 383	
記念事業費積立預金	3,485	3,485	0	
特定資産合計	154,289	185,037	△ 30,748	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	0	0	0	
什器備品	400	622	△ 222	
リース資産	24,759	14,408	10,351	
預託金	9	9	0	
その他固定資産合計	25,168	15,039	10,129	
固定資産合計	229,457	250,076	△ 20,619	
資産の部合計	386,404	474,040	△ 87,636	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	76,121	74,318	1,803	
前受金	635	635	0	
預り金	11,581	12,478	△ 897	
リース債務	5,882	2,930	2,952	
流動負債合計	94,219	90,361	3,858	
2. 固定負債				
リース債務	18,877	11,477	7,400	
固定負債合計	18,877	11,477	7,400	
負債の部合計	113,096	101,838	11,258	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	187,304	286,198	△ 98,894	
(うち特定資産への充当額)	(118,285)	(149,033)	(△30,748)	
正味財産の部合計	273,308	372,202	△ 98,894	
負債及び正味財産合計	386,404	474,040	△ 87,636	

予定正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	7	7	0	
基本財産受取利息	7	7	0	
② 特定資産運用益	2	41	△ 39	
特定資産受取利息	2	41	△ 39	
③ 受取入会金	175	151	24	
受取入会金	175	151	24	
④ 受取会費	35,531	35,500	31	
受取会費	35,531	35,500	31	
⑤ 事業収益	143,587	82,394	61,193	
入場料収益	33,486	3,591	29,895	
受講料収益	80,889	49,457	31,432	
利用料金収益	9,007	6,806	2,201	
出品料収益	600	536	64	
参加費収益	1,707	789	918	
普及事業収益	0	134	△ 134	
小売業収益	3,640	2,275	1,365	
受取手数料	2,458	2,964	△ 506	
事業受託収益	350	263	87	
共催事業管理収益	10,135	14,330	△ 4,195	
その他収益	1,315	1,249	66	
⑥ 受取補助金等	1,241,806	1,234,670	7,136	
受取指定管理料	1,215,804	1,208,668	7,136	
受取地方公共団体補助金	26,002	26,002	0	
⑦ 受取負担金	19,452	18,699	753	
受取負担金	19,452	18,699	753	
⑧ 雑収益	4,682	7,524	△ 2,842	
受取利息	4	4	0	
雑収益	2,422	5,035	△ 2,613	
運営協力金等収益	2,256	2,485	△ 229	
経常収益計	1,445,242	1,378,986	66,256	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,473,572	1,411,717	61,855	
給料手当	449,517	471,857	△ 22,340	
臨時雇賃金	54,552	52,320	2,232	
福利厚生費	83,097	88,436	△ 5,339	
視察費	50	0	50	
旅費交通費	1,148	687	461	
通信運搬費	10,146	7,743	2,403	
減価償却費	4,495	2,929	1,566	
地方公共団体帰属備品等購入費	1,200	2,756	△ 1,556	
消耗什器備品費	765	406	359	
消耗品費	26,710	20,275	6,435	
修繕費	13,960	12,716	1,244	
印刷製本費	11,483	10,157	1,326	
燃料費	1,487	1,195	292	
光熱水料費	286,846	279,137	7,709	
賃借料	26,866	23,999	2,867	
保険料	7,270	5,687	1,583	
諸謝金	37,221	32,041	5,180	
租税公課	55,438	59,512	△ 4,074	
支払負担金	908	4,093	△ 3,185	
支払助成金	48,135	42,622	5,513	
委託費	336,505	282,177	54,328	
会議費	20	3	17	
支払手数料	8,324	5,503	2,821	
広告宣伝費	2,739	1,074	1,665	
仕入	1,684	1,370	314	
交際費	75	58	17	
原材料費	1,360	1,327	33	
医薬材料費	1,472	1,618	△ 146	
雑費	99	19	80	
② 管理費	67,562	59,565	7,997	
役員報酬	2,683	6,213	△ 3,530	
給料手当	45,513	37,271	8,242	
福利厚生費	9,074	7,742	1,332	
研修費	148	105	43	
旅費交通費	14	9	5	
通信運搬費	428	312	116	
減価償却費	135	202	△ 67	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
消耗什器備品費	0	56	△ 56	
消耗品費	543	359	184	
修繕費	8	0	8	
印刷製本費	0	28	△ 28	
燃料費	38	28	10	
賃借料	4,476	3,163	1,313	
保険料	5	3	2	
諸謝金	926	1,530	△ 604	
租税公課	33	20	13	
支払負担金	257	233	24	
委託費	2,096	2,096	0	
支払手数料	185	195	△ 10	
広告宣伝費	1,000	0	1,000	
経常費用計	1,541,134	1,471,282	69,852	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 95,892	△ 92,296	△ 3,596	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 95,892	△ 92,296	△ 3,596	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
雑益	0	3,467	△ 3,467	
雑益	0	3,467	△ 3,467	
経常外収益計	0	3,467	△ 3,467	
(2) 経常外費用				
雑損失	0	3,470	△ 3,470	
雑損失	0	3,470	△ 3,470	
経常外費用計	0	3,470	△ 3,470	
当期経常外増減額	0	△ 3	3	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 95,892	△ 92,299	△ 3,593	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 95,892	△ 92,299	△ 3,593	
法人税、住民税及び事業税	3,002	71	2,931	
当期一般正味財産増減額	△ 98,894	△ 92,370	△ 6,524	
一般正味財産期首残高	286,198	378,568	△ 92,370	
一般正味財産期末残高	187,304	286,198	△ 98,894	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	273,308	372,202	△ 98,894	

令和6年度奈良市一般会計予算

令和6年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,950,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		52,530,956 ^{千円}
	1. 市 民 税	24,727,347
	2. 固 定 資 産 税	20,659,142
	3. 軽 自 動 車 税	762,325
	4. 市 た ば こ 税	1,809,465
	5. 入 湯 税	37,500
	6. 事 業 所 税	1,034,563
	7. 都 市 計 画 税	3,500,614
2. 地 方 譲 与 税		908,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	200,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	630,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	78,000
3. 利 子 割 交 付 金		100,000
	1. 利 子 割 交 付 金	100,000
4. 配 当 割 交 付 金		800,000
	1. 配 当 割 交 付 金	800,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		800,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	800,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		8,300,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,300,000

款	項	金 額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 ^{千円}
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		150,000
	1. 環境性能割交付金	150,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,100
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,100
11. 地方特例交付金		1,837,000
	1. 地方特例交付金	1,830,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	7,000
12. 地方交付税		22,240,000
	1. 地方交付税	22,240,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		806,902
	1. 分 担 金	3,950
	2. 負 担 金	802,952
15. 使用料及び手数料		2,601,991
	1. 使 用 料	1,868,486
	2. 手 数 料	733,505
16. 国庫支出金		35,633,037
	1. 国庫負担金	21,896,112
	2. 国庫補助金	3,767,839
	3. 国庫委託金	139,022
	4. 国庫交付金	9,830,064

款	項	金額
17. 県支出金		11,411,241 ^{千円}
	1. 県負担金	7,001,892
	2. 県補助金	2,272,591
	3. 県委託金	76,552
	4. 県交付金	2,060,206
18. 財産収入		1,135,766
	1. 財産運用収入	332,930
	2. 財産売却収入	802,836
19. 寄附金		1,357,780
	1. 寄附金	1,357,780
20. 繰入金		2,526,034
	1. 特別会計繰入金	158,642
	2. 基金繰入金	2,367,392
21. 諸収入		3,169,493
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	211
	3. 貸付金元利収入	533,880
	4. 雑収入	2,405,402
22. 市債		15,708,700
	1. 市債	15,708,700
歳入合計		162,950,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		647,380 ^{千円}
	1. 議 会 費	647,380
2. 総 務 費		19,023,614
	1. 総 務 管 理 費	12,813,856
	2. 企 画 費	3,348,897
	3. 徴 税 費	1,638,462
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,060,797
	5. 選 挙 費	67,991
	6. 統 計 調 査 費	29,845
	7. 監 査 委 員 費	63,766
3. 民 生 費		74,675,044
	1. 社 会 福 祉 費	35,740,075
	2. 児 童 福 祉 費	25,532,687
	3. 生 活 保 護 費	13,150,470
	4. 国 民 年 金 事 務 費	251,812
4. 衛 生 費		13,768,377
	1. 保 健 衛 生 費	4,584,742
	2. 保 健 所 費	823,750
	3. 清 掃 費	8,109,799
	4. 上 水 道 費	250,086
5. 労 働 費		102,289
	1. 労 働 諸 費	102,289

款	項	金額
6. 農 林 水 産 業 費		803,768 ^{千円}
	1. 農 林 費	803,768
7. 商 工 費		1,451,565
	1. 商 工 費	1,451,565
8. 観 光 費		1,019,425
	1. 観 光 費	1,019,425
9. 土 木 費		13,146,881
	1. 土 木 管 理 費	108,145
	2. 道 路 橋 梁 費	6,441,753
	3. 河 川 費	391,760
	4. 都 市 計 画 費	4,786,855
	5. 下 水 道 費	884,935
	6. 住 宅 費	533,433
10. 消 防 費		5,533,724
	1. 消 防 費	5,533,724
11. 教 育 費		13,996,392
	1. 教 育 総 務 費	4,241,710
	2. 小 学 校 費	2,340,810
	3. 中 学 校 費	1,354,936
	4. 高 等 学 校 費	966,307
	5. 幼 稚 園 費	645,538
	6. 社 会 教 育 費	1,713,160
	7. 保 健 体 育 費	2,733,931

款	項	金額
12. 災害復旧費		62,000 ^{千円}
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	30,000
13. 公債費		18,163,526
	1. 公債費	18,163,526
14. 諸支出金		506,015
	1. 地元公共事業基金	500,015
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	1,000
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		162,950,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
議会だより印刷経費		令和6年度から 令和7年度まで	5,800 ^{千円}
人事給与システム更改経費		令和6年度から 令和12年度まで	612,000
職員貸与被服購入経費		令和6年度から 令和7年度まで	18,000
税外債権回収等業務委託		令和6年度から 令和9年度まで	回収金額及び回収不能報告書の作成件数に応じた報酬額に、消費税及び地方消費税を加えた額
文書管理システムデータ抽出作業委託		令和6年度から 令和7年度まで	14,000
文書管理システム更改経費		令和6年度から 令和12年度まで	226,000
しみんだより印刷経費		令和6年度から 令和7年度まで	48,400

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム更改経費	令和6年度から 令和12年度まで	384,000 ^{千円}
防犯カメラ電柱添架料	令和6年度から 令和10年度まで	122
情報システム機器廃棄委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,700
ユニホーム等スポンサー広告料	令和6年度から 令和7年度まで	2,000
妊産婦のタクシー利用促進事業委託	令和6年度から 令和8年度まで	500円にタクシー利用券利用 枚数を乗じた額
高樋線コミュニティバス運行管理業務委託	令和6年度から 令和11年度まで	60,225
税額通知書印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	19,100
総合税システム更改経費	令和6年度から 令和11年度まで	875,490
固定資産路線備付設業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	144,000
住民情報システム改修経費	令和6年度から 令和7年度まで	75,762
行旅死亡人葬祭委託	令和6年度から 令和7年度まで	2,500
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	2,500
学習支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	13,000
児童手当業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	60,200
富雄南地域における地域子育て支援拠点事業委託	令和6年度から 令和9年度まで	23,300
ファミリーサポートセンター事業委託	令和6年度から 令和11年度まで	35,000
こども園・保育園給食食材調達経費	令和6年度から 令和7年度まで	2,750
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和6年度から 令和7年度まで	665
こども園給食調理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	105,600
こども園・保育園・幼稚園産業廃棄物処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
子どもセンター給食調理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	24,000
子どもセンター寝具賃借料	令和6年度から 令和7年度まで	2,500
児童虐待防止SNS相談・夜間休日電話対応業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	30,000

事 項	期 間	限 度 額
社会的養護自立支援事業委託	令和6年度から 令和9年度まで	26,100 ^{千円}
一時保護所指導員検便手数料	令和6年度から 令和7年度まで	103
都跡地域における地域子育て支援拠点事業 及びキッズスペース運営業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	90,000
バンビーホーム産業廃棄物処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和6年度から 令和7年度まで	3,400
私立認定こども園施設整備費補助事業	令和6年度から 令和7年度まで	245,287
市営墓地廃棄物運搬委託	令和6年度から 令和7年度まで	2,203
がん検診受診券印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	5,600
がん検診等カルテ印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	2,170
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和6年度から 令和11年度まで	286,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和6年度から 令和7年度まで	26,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	48,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和6年度から 令和7年度まで	104,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和6年度から 令和7年度まで	1,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和6年度から 令和7年度まで	8,700
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定 分析手数料	令和6年度から 令和7年度まで	7,500
衛生浄化センター浄化处理用薬品購入経 費	令和6年度から 令和7年度まで	12,700
衛生浄化センター生活環境等測定手数料	令和6年度から 令和7年度まで	2,500
クリーンセンター建設事業環境影響評価等 業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	200,000
奈良町南観光案内所運営委託	令和6年度から 令和16年度まで	契約に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
高の原橋長寿命化修繕工事委託	令和6年度から 令和7年度まで	200,000
あやめ新橋架替工事現場技術業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	50,000
あやめ新橋架替工事	令和6年度から 令和8年度まで	400,000

事 項	期 間	限 度 額
鶴舞橋長寿命化修繕代行負担金	令和6年度から 令和7年度まで	9,000 ^{千円}
鶴舞橋耐震補強工事委託	令和6年度から 令和7年度まで	560,000
河川維持補修経費	令和6年度から 令和7年度まで	5,000
公園樹木剪定業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	2,000
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和6年度から 令和7年度まで	1,917
医療用酸素ボンベ購入経費	令和6年度から 令和7年度まで	1,340
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム整備・運用保守委託	令和6年度から 令和13年度まで	2,272,000
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム調達・導入支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	10,000
柳生地区スクールバス運行管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	8,250
精華地区スクールバス運行管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	6,930
児童用防犯ブザー購入経費	令和6年度から 令和7年度まで	1,560
小学校教科書用図書・指導書購入経費	令和6年度から 令和7年度まで	21,210
小学校産業廃棄物処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
伏見小学校プレハブ教室賃借料	令和6年度から 令和11年度まで	131,500
佐保小学校校舎建設事業	令和6年度から 令和9年度まで	5,114,500
中学校産業廃棄物処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
高等学校産業廃棄物処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,600
富雄丸山古墳出土遺物保存処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	12,500
学校給食献立印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	2,000
学校給食調理員等検便手数料	令和6年度から 令和7年度まで	1,200
学校給食調理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	27,000
学校給食食材調達経費	令和6年度から 令和7年度まで	598,426

事 項	期 間	限 度 額
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	5,500 ^{千円}
指定管理者による奈良市東福祉センターほか3施設の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市立柳生診療所ほか4施設の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市二名地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による市営住宅等の管理に要する経費	令和6年度から 令和9年度まで	910,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 706,100	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	129,100	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	736,600	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	377,500	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	302,500	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	2,419,000	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	14,600	〃	〃	〃
林業施設整備事業	5,400	〃	〃	〃
商工施設整備事業	59,600	〃	〃	〃
観光施設整備事業	77,600	〃	〃	〃
道路事業	3,408,900	〃	〃	〃
河川事業	212,500	〃	〃	〃
都市計画事業	1,661,000	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	22,800	〃	〃	〃
消防施設整備事業	1,245,700	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,600,400	〃	〃	〃
中高一貫校施設整備事業	1,050,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	238,400	〃	〃	〃
災害復旧事業	41,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	1,400,000	〃	〃	〃
計	15,708,700			

令和6年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

令和6年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 県支出金		1,946 ^{千円}
	1. 県補助金	1,946
2. 諸収入		6,554
	1. 雑入	6,554
歳入合計		8,500

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		8,500 ^{千円}
	1. 総務管理費	8,500
歳出合計		8,500

令和6年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和6年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		6,717,348 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,717,348
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 県 支 出 金		26,630,751
	1. 県 補 助 金	26,630,751
4. 財 産 収 入		200
	1. 財 産 運 用 収 入	200
5. 繰 入 金		2,452,687
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,452,687
6. 諸 収 入		58,894
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	5,000
	2. 雑 入	53,894
歳 入 合 計		35,860,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		965,219 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	861,202
	2. 賦 課 徴 収 費	103,331
	3. 運 営 協 議 会 費	686
2. 保 険 給 付 費		25,841,511
	1. 給 付 諸 費	25,841,511
3. 事 業 費 納 付 金		8,635,601
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	5,666,001
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,238,451
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	731,149
4. 共 同 事 業 拠 出 金		9
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	9
5. 保 健 事 業 費		388,218
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	351,724
	2. 保 健 事 業 費	36,494
6. 基 金 積 立 金		200
	1. 基 金 積 立 金	200
7. 諸 支 出 金		29,242
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	29,242
歳 出 合 計		35,860,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	6,500 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	9,000
特定健康診査受診券印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	2,000
情報システム機器廃棄委託	令和6年度から 令和7年度まで	15

令和6年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和6年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,478,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		48,000 ^{千円}
	1. 国庫交付金	48,000
2. 清算金		3,345
	1. 清算金	3,345
3. 繰入金		1,134,755
	1. 一般会計繰入金	1,134,755
4. 市債		291,900
	1. 市債	291,900
歳入合計		1,478,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		4,300 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	4,300
2. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費		796,700
	1. JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費	796,700
3. 公債費		677,000
	1. 公債費	677,000
歳出合計		1,478,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J R 奈良 駅南地区 土地区画整理事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">291,900</p>	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和6年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和6年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 險 料		8,148,859 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	8,148,859
2. 国 庫 支 出 金		8,245,774
	1. 国 庫 負 担 金	6,282,622
	2. 国 庫 補 助 金	1,963,152
3. 支 払 基 金 交 付 金		9,582,817
	1. 支 払 基 金 交 付 金	9,582,817
4. 県 支 出 金		5,019,279
	1. 県 負 担 金	4,826,038
	2. 県 補 助 金	193,241
5. 財 産 収 入		6,214
	1. 財 産 運 用 収 入	6,214
6. 繰 入 金		5,589,560
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,422,961
	2. 基 金 繰 入 金	166,599
7. 諸 収 入		7,497
	1. 雑 入	7,497
歳 入 合 計		36,600,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		806,284 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	400,990
	2. 賦 課 徴 収 費	27,833
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	377,461
2. 保 険 給 付 費		34,180,500
	1. 介 護 サービス等諸費	34,180,500
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,461,314
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,304,645
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	156,669
4. 基 金 積 立 金		6,214
	1. 基 金 積 立 金	6,214
5. 諸 支 出 金		145,688
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,200
	2. 繰 出 金	134,488
歳 出 合 計		36,600,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険負担割合証等印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	1,600 ^{千円}
介護保険料通知書印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	8,200
介護認定審査会事務用封筒印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	230
介護認定調査事務用封筒印刷経費	令和6年度から 令和7年度まで	800
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	令和6年度から 令和7年度まで	4,471

令和6年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		27,262 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	27,262
2. 繰越金		48,931
	1. 繰越金	48,931
3. 諸収入		13,581
	1. 貸付金元利収入	13,481
	2. 雑収入	100
4. 市債		17,226
	1. 市債	17,226
歳入合計		107,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		82,845 ^{千円}
	1. 総務管理費	43,559
	2. 貸付金	39,286
2. 諸支出金		24,155
	1. 繰出金	24,155
歳出合計		107,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	千円 17,226	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに 寡婦福祉法第37条 第2項、第4項及び 第6項に定めるところ による。

令和6年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和6年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,815,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		7,307,627 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	7,307,627
2. 国庫支出金		68,000
	1. 国庫補助金	68,000
3. 繰入金		1,392,605
	1. 一般会計繰入金	1,392,605
4. 繰越金		35,870
	1. 繰越金	35,870
5. 諸収入		10,898
	1. 延滞金・加算金及び過料	958
	2. 償還金及び還付加算金	9,940
歳入合計		8,815,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総務費		143,063 ^{千円}
	1. 総務管理費	122,003
	2. 徴収費	21,060
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		8,671,937
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,671,937
歳出合計		8,815,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和6年度から 令和7年度まで	5,300 ^{千円}

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年奈良市条例第6
号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243
条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。
(奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等
に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8
第8項」に改める。

(1) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年奈良市条例第2
8号)第6条

(2) 奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)第6条
附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするも

のである。

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の 一部改正について

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例

(奈良市公告式条例の一部改正)

第1条 奈良市公告式条例(昭和25年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第2条第2項中「但し」を「ただし」に、「市役所前掲示場」を「市役所掲示場」に改める。

第4条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第5条第1項中「但し、第2条中」を「この場合において、同条中」に、「とあるは」を「とあるのは」に、「読みかえる」を「読み替える」に改め、同条第2項中「但し」を「この場合において」に、「とあるは」を「とあるのは」に、「読みかえる」を「読み替える」に改める。

(奈良市行政手続条例の一部改正)

第2条 奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「市役所前掲示場」を「市役所掲示場」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定(第2条第2項中「市役所前掲示場」を「市役所掲示場」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市役所前掲示場を移転することから、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市空家等対策推進協議会の項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同部に次のように加える。

奈良市公共施設再生 可能エネルギー実装 事業者選定委員会	公共施設再生可能エネルギー実装事業の事業者の選定 に関する事務
------------------------------------	------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部奈良市空家等対策推進協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法上の附属機関として、公共施設再生可能エネルギー実装事業の事業者の選定に関する事務を担うため、奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会を設置するほか、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の15の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において」を「特定個人番号利用事務のうち」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、
所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

いじめ調査委員会の委員	基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき5,000円とし、1日当たり80,000円を限度とする。
いじめ問題再調査委員会の委員	基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき5,000円とし、1日当たり80,000円を限度とする。

別表第1備考に次の2項を加える。

- 5 いじめ調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。

6 いじめ問題再調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

いじめ調査委員会の委員及びいじめ問題再調査委員会の委員の報酬について、その職務実態に応じ、基本報酬とは別に調査等報酬及び報告書等作成報酬を支給することができるよう規定の整備を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第76項を同表第75の2項とし、同項の次に次のように加える。

75 の3	接道義務に 関する既存 不適格建築 物の現行法 不遡及に係 る認定申請 手数料	建築基準法第86条の7第1項の 規定に基づく接道義務に関する既 存不適格建築物の現行法不遡及に 係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
76	道路内建築 制限に関す る既存不適 格建築物の 現行法不遡 及に係る認 定申請手 料	建築基準法第86条の7第1項の 規定に基づく道路内建築制限に関 する既存不適格建築物の現行法不 遡及に係る認定の申請に対する審 査	1件につき 27,000円

別表第79項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、

0,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表第152項中「指定居宅介護支援事業者指定申請手数料」を「指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者指定申請手数料」に改め、「の指定」の次に「又は同法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（指定居宅介護支援事業者を指定するものに限る。）」を加え、同表第153項中「指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料」を「指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料」に改め、「の更新」の次に「又は同法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新（指定居宅介護支援事業者について指定の更新をするものに限る。）」を加え、同表第159項及び第160項を次のように改める。

15 9及 び1 60	削除		
----------------------	----	--	--

別表備考第20項中「及び第151項」を「、第151項」に改め、「指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料」の次に「及び第153項に規定する指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

関係法令の一部改正に伴い、既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定申請手数料の新設並びに貯蔵所の設置許可申請手数料及び指定居宅介護支援事業者指定申請手数料等の改定を行うほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部改正について

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第14条中「第53条の2第2項各号」を「第53条の3第2項各号」に、「第104条の3第2項各号」を「第104条の4第2項各号」に、「第139条の2第2項各号」を「第139条の3第2項各号」に改める。

(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の

一部改正)

第3条 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

（奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正）

第6条 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

（奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第7条 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

(奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

(奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成30年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第11条 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成30年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成30年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市の独自基準として定めていた事項について、基準省令で規定されることとなったことから、基準省令との整合性を図るため所要の改正を行おうとするものである。

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の 基準に関する条例の廃止について

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を次のように
廃止しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止す
る条例

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成30年
奈良市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法上の介護療養型医療施設が経過措置期間の満了により廃止されることに伴い、
条例を廃止しようとするものである。

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例等の一部改正について

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第12条 指定障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第2条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「指定自立訓練(生活訓練)」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

第8条第1項中「指定自立訓練(生活訓練)(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。)」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

第10条及び第11条第1項中「指定自立訓練(生活訓練)」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

第13条中「指定自立訓練(生活訓練)(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。)」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

(奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(管理者の特例)

第6条 指定障害者支援施設の管理者は、常勤とする。

第12条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第12条 指定障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成30年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(管理者の特例)

第5条 障害福祉サービス事業者がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

第9条第2項中「療養介護」の次に「、短期入所又は共同生活援助」を加える。

第10条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第10条 障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第5条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「自立訓練（生活訓練）」の次に「、就労選択支援」を加える。

(奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成30年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第10条 障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和2年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第8条中「、指定医療型児童発達支援」を削る。

第9条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第9条 指定障害児通所支援事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和3年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第10条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定障害児入所施設等は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。

(提案理由)

指定障害福祉サービス事業者等における衛生管理等について、本市の独自基準を定めるとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,800円」を「34,000円」に改め、同項第2号中「50,100円」を「48,100円」に改め、同項第3号中「50,100円」を「48,500円」に改め、同項第4号中「64,400円」を「67,200円」に改め、同項第5号中「71,600円」を「74,600円」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 85,800円

第4条第1項第6号イを次のように改める。

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第7号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 93,300円

第4条第1項第7号イを次のように改める。

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12

号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

第4条第1項第8号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 112,000円

第4条第1項第8号イを次のように改める。

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

第4条第1項第9号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 126,900円

第4条第1項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

第4条第1項第10号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 141,800円

第4条第1項第10号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

第4条第1項第11号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 156,700円

第4条第1項第11号ア中「800万円」を「620万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第12号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 171,700円

第4条第1項第12号ア中「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第13号中「164,700円」を「216,500円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第12号の次に次の5号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 179,100円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 186,600円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 194,100円

ア 合計所得金額が1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 201,500円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 209,000円

ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,500円」を「21,300円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,500円」を「21,300円」に、「32,200円」を「33,200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,500円」を「21,300円」に、「46,500円」を「48,100円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ」に、「第13号」を「第18号」に改める。

附則第8条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料

から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和6年度から令和8年度までの間の第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料基準額を改定するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の6の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第16条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条の3第2項中「に規定する雇用保険受給資格者証」を「の雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項の雇用保険受給資格通知」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第12条の6の10並びに第16条第1項及び第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げを行うほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の廃止について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を次のように廃止しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成25年奈良市条例第16号）
- (2) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「廃止前の指定条例」という。）別表左欄に掲げる特定非営利活動法人に対する、この条例による廃止前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（以下「廃

止前の基準、手続等条例」という。)の規定による基準、手続等については、廃止前の指定条例別表右欄に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金の支出期間の満了までの間、廃止前の基準、手続等条例の規定(第5条、第7条及び第9条の規定を除く。)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 廃止前の指定条例別表左欄に掲げる特定非営利活動法人に対する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号の規定の適用については、同表右欄に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金の支出期間の満了までの間、廃止前の指定条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(提案理由)

個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定制度を廃止することに伴い、関連条例を廃止しようとするものである。

奈良市営駐車場条例の一部改正について

奈良市営駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成9年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「（側車付二輪自動車を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。以下同じ。）は、JR奈良駅第1駐車場を利用することができる。

第3条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定による二輪自動車の利用を除く。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

駐車区分	駐車時間		利用料金の上限
自動車（二輪自動車を除く。）	駐車時間が24時間以内の場合	午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合	20分までごとにつき100円 （その額が900円を超える場合にあっては、900円）
		午前0時30分を越えて駐車する場合	1,200円

	駐車時間が24時間を越える場合	駐車時間24時間につき1,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは当該端数についてこの表の自動車（二輪自動車を除く。）の部駐車時間が24時間以内の場合の項の規定を適用して得た利用料金の上限を加えた額
二輪自動車	午前6時から翌日午前0時30分（以下「基準時」という。）までの間に駐車する場合	1回につき 500円
	基準時から24時間を越えないで駐車する場合	1,000円
	基準時から24時間を越えて駐車する場合	1,000円に、基準時から24時間を経過するごとに、500円を加えた額

備考 定期利用（二輪自動車を除く。）をする場合の利用料金の上限は、1箇月につき15,000円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（なら100年会館条例の一部改正）
- 2 なら100年会館条例（平成10年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条中「奈良市営駐車場条例第3条」を「奈良市営駐車場条例第3条第1項」に改める。

（提案理由）

J R 奈良駅第 1 駐車場において、駐車場利用者の利便性の向上を図るため、二輪自動車を駐車できるようにするほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項第2号ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第2条第5号」を「第2条第9号の2イ」に改め、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第41条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築基準法及び消防法施行令の一部改正に伴い、消防設備等の技術的基準の一部を緩和するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市水道事業給水条例の一部改正について

奈良市水道事業給水条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

水道法の一部改正に伴い、水道整備及び水道管理行政の権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、所要の規定の整理を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「（土曜日は午後零時30分）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

（提案理由）


外来患者の休診日と診療受付時間の変更を受け、分べん料に係る時間区分の取扱いに変更が生じたため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 |  |

額額 和雅

公認会計士

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

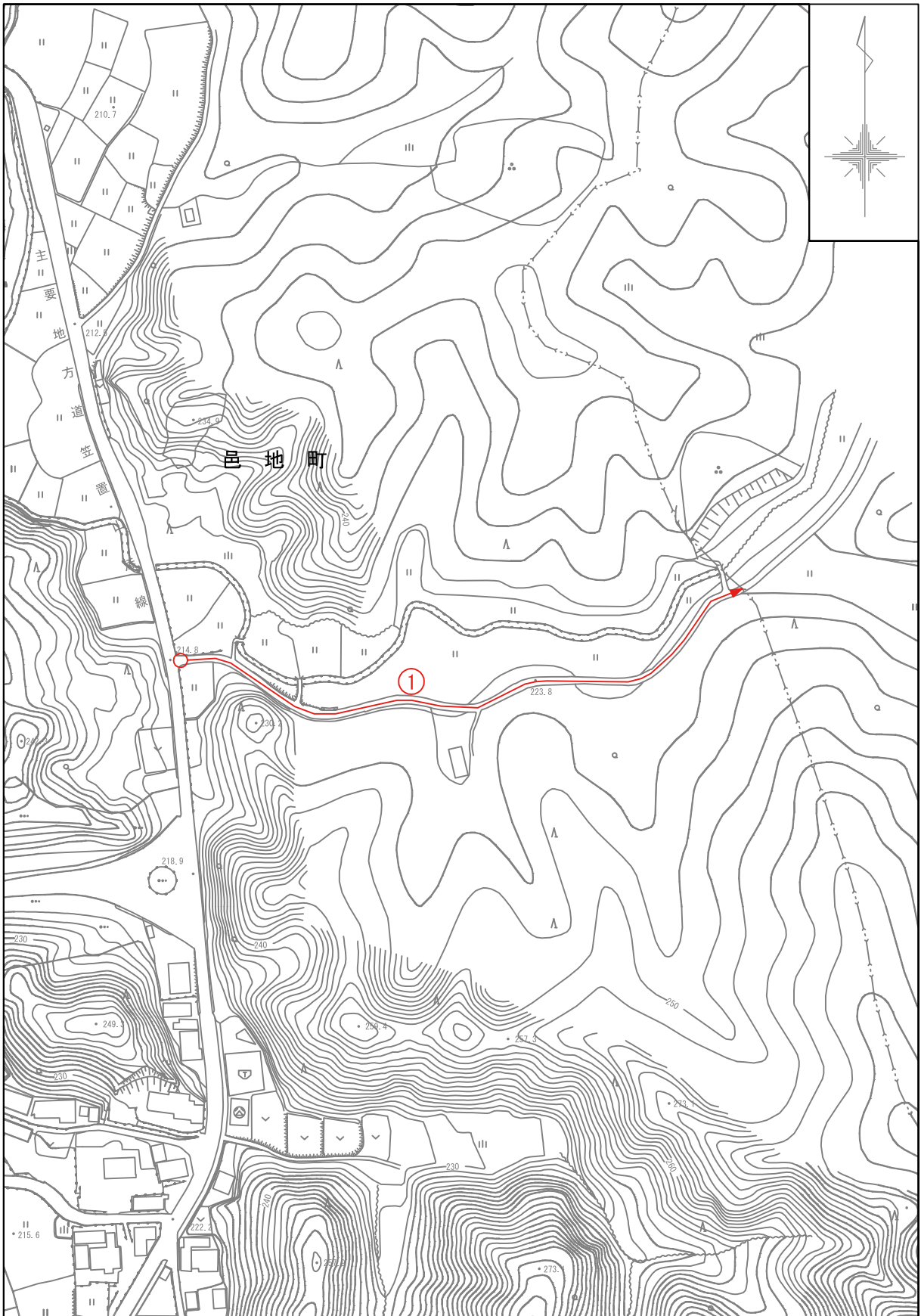
令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	東部第182号線	邑地町 2285番1地先から	邑地町 2250番2地先まで	L = 337.1 W = 4.2~11.5
2	北部第561号線	桂木町 313番地先から	桂木町 318番1地先まで	L = 89.2 W = 0.9
3	中部第339号線	西ノ京町 400番1地先から	西ノ京町 402番1地先まで	L = 68.6 W = 2.5~4.6

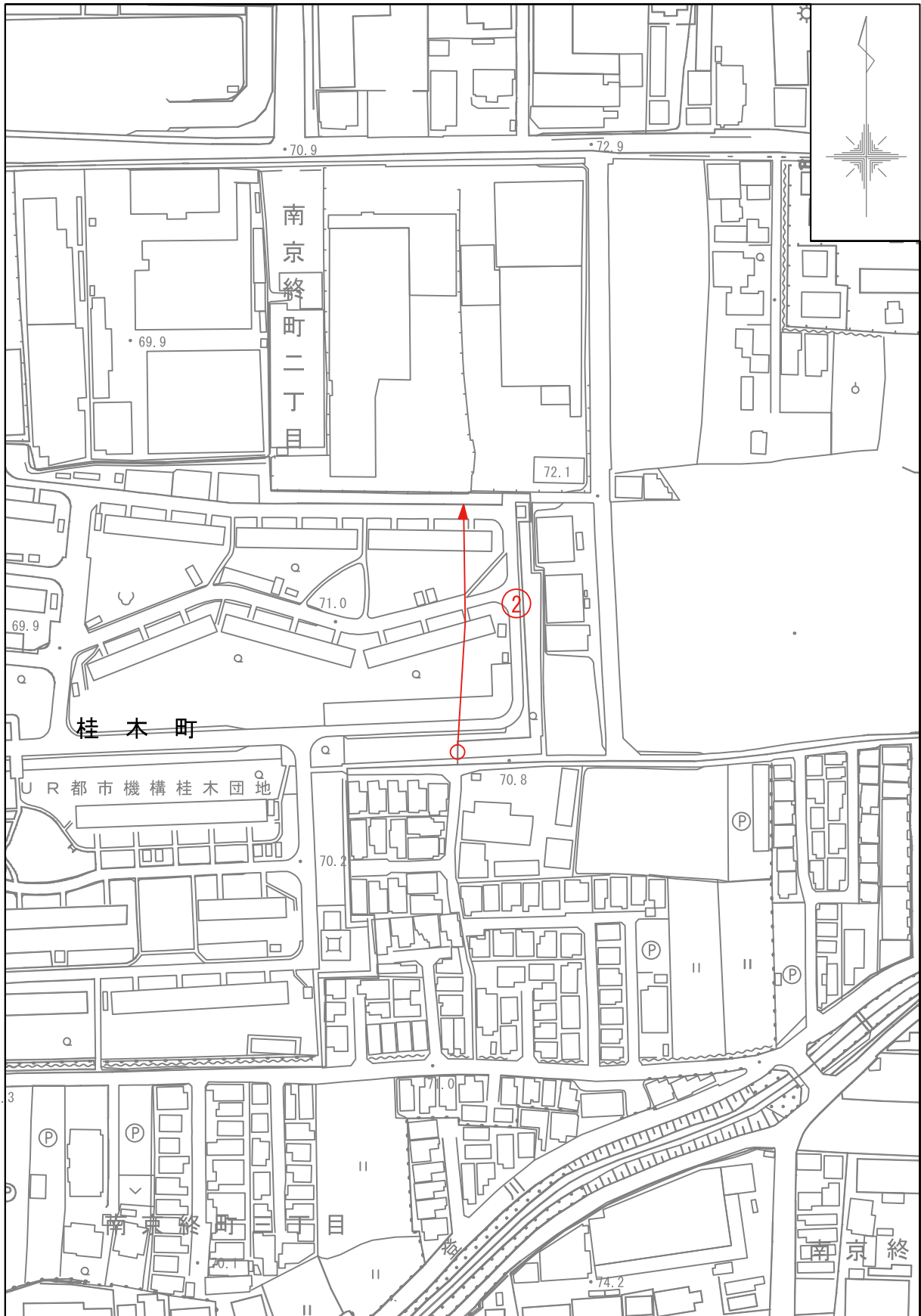
① 東部第182号線

○ → 廃止しようとする路線



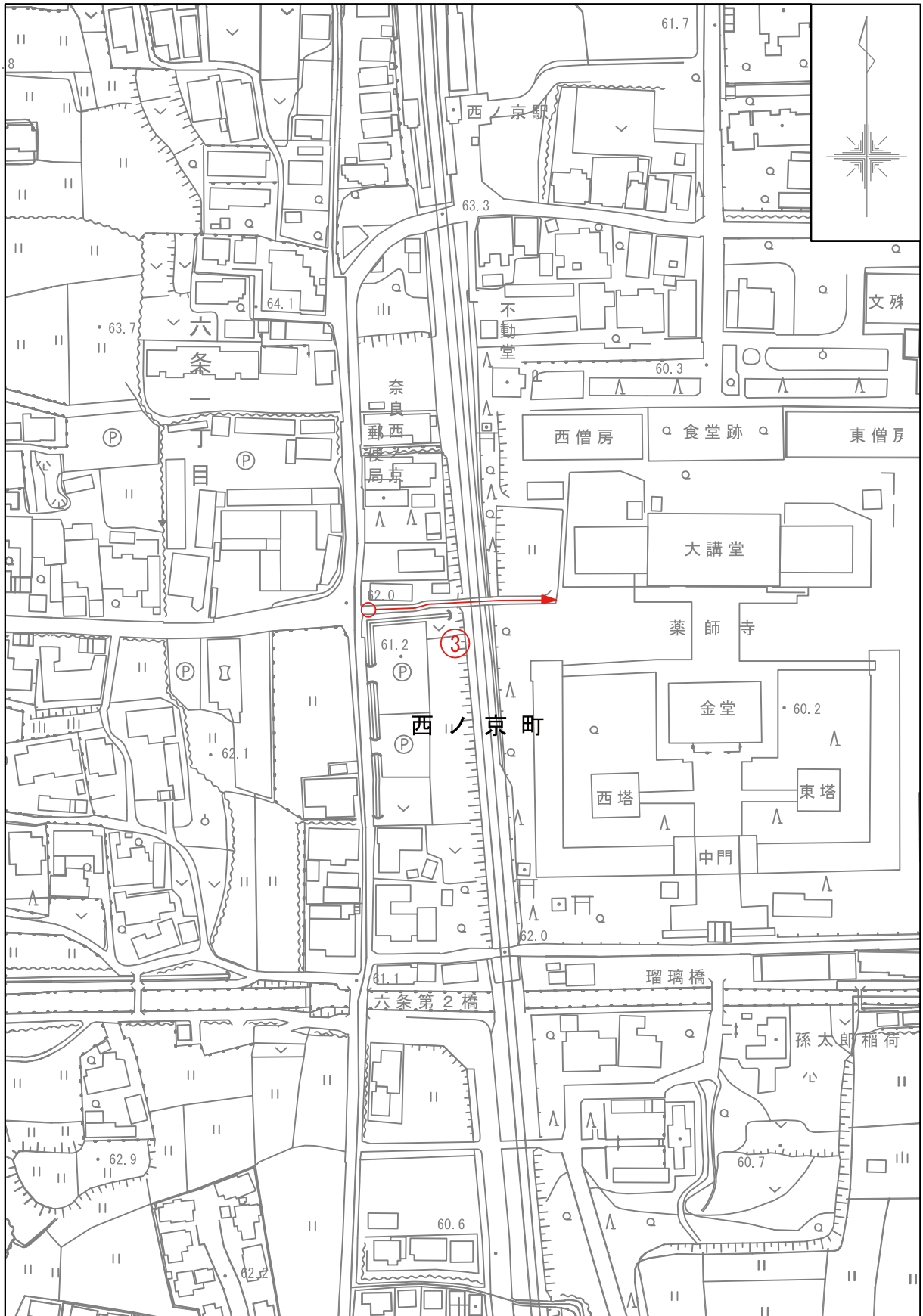
② 北部第561号線

○ → 廃止しようとする路線



③ 中部第339号線

○ → 廃止しようとする路線



市道路線の認定について

次の路線を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

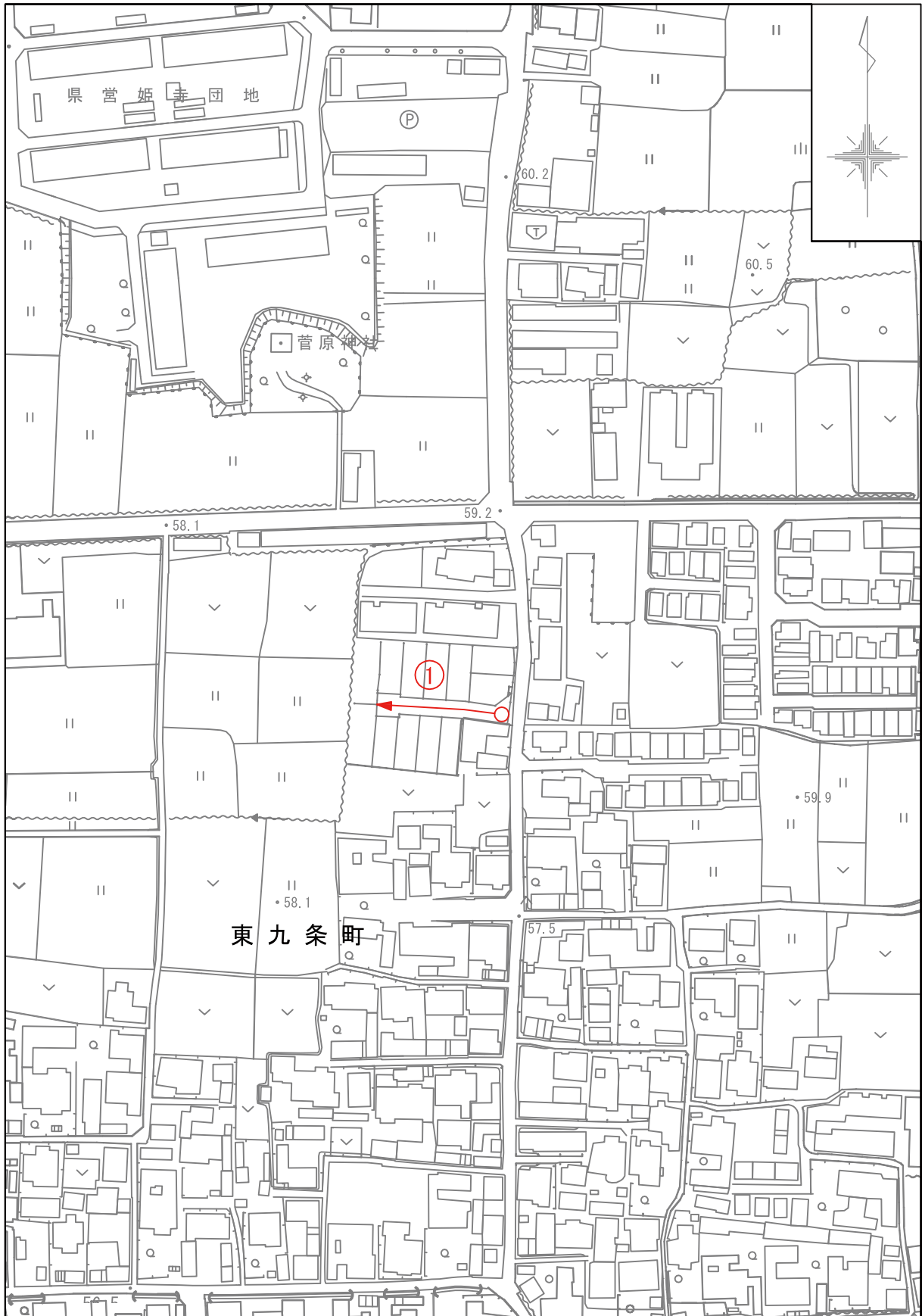
奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第732号線	東九条町 503番1地先から	東九条町 498番8地先まで	L = 46.2 W = 6.0~8.0
2	南部第733号線	大安寺六丁目 771番13地先から	大安寺六丁目 771番11地先まで	L = 64.9 W = 6.0~8.2
3	南部第734号線	大安寺六丁目 774番1地先から	大安寺六丁目 771番1地先まで	L = 23.0 W = 5.0
4	南部第735号線	杏町 543番3地先から	杏町 544番2地先まで	L = 39.2 W = 6.0~8.0
5	南部第736号線	古市町 1392番6地先から	古市町 1392番11地先まで	L = 32.0 W = 6.0~8.0
6	南部第737号線	東九条町 1232番1から	杏町 578番1まで	L = 800.0 W = 6.0
7	北部第827号線	法華寺町 1359番4地先から	法華寺町 1361番5地先まで	L = 77.1 W = 6.0~8.0
8	北部第828号線	法蓮町 378番4地先から	法蓮町 378番9地先まで	L = 42.0 W = 6.0~8.0
9	中部第339号線	西ノ京町 400番1地先から	西ノ京町 402番1地先まで	L = 35.9 W = 2.4~2.8
10	中部第1775号線	五条畑一丁目 598番5地先から	五条畑一丁目 610番34地先まで	L = 68.3 W = 6.0~8.0
11	中部第1776号線	あやめ池北一丁目 1267番7番地先から	あやめ池北一丁目 1267番23地先まで	L = 110.8 W = 6.0~8.0
12	中部第1777号線	中山町 143番5地先から	中山町 143番11地先まで	L = 39.5 W = 6.0~8.0
13	中部第1778号線	あやめ池南八丁目 900番123地先から	あやめ池南八丁目 900番115地先まで	L = 149.7 W = 6.2
14	中部第1779号線	あやめ池南八丁目 900番132地先から	あやめ池南八丁目 900番124地先まで	L = 75.6 W = 4.9
15	中部第1780号線	敷島町一丁目 1076番27地先から	敷島町一丁目 1076番31地先まで	L = 82.1 W = 6.0~8.0
16	中部第1781号線	疋田町四丁目 132番4地先から	疋田町四丁目 141番141まで	L = 291.9 W = 6.0~8.0
17	中部第1782号線	疋田町四丁目 141番37地先から	疋田町四丁目 141番31地先まで	L = 56.7 W = 6.0~8.0
18	中部第1783号線	疋田町四丁目 141番105地先から	疋田町四丁目 141番99地先まで	L = 68.5 W = 6.0~8.0
19	中部第1784号線	疋田町四丁目 141番50地先から	疋田町四丁目 141番1地先まで	L = 218.4 W = 6.0~8.0
20	中部第1785号線	疋田町四丁目 141番97地先から	疋田町四丁目 141番72地先まで	L = 214.8 W = 6.0~8.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
21	中部第1786号線	疋田町四丁目 141番85地先から	疋田町四丁目 141番92地先まで	L = 69.6 W = 6.0~8.0
22	中部第1787号線	秋篠町 579番1地先から	秋篠町 471番16地先まで	L = 69.0 W = 4.0~8.0
23	西部第1517号線	学園緑ヶ丘二丁目 2838番18地先から	学園緑ヶ丘二丁目 2838番9地先まで	L = 93.7 W = 6.0~8.0
24	西部第1518号線	学園緑ヶ丘二丁目 2830番37地先から	学園緑ヶ丘二丁目 2830番36地先まで	L = 95.9 W = 6.0~8.0
25	西部第1519号線	富雄元町二丁目 316番2地先から	富雄元町二丁目 280番1地先まで	L = 86.5 W = 6.2~12.0

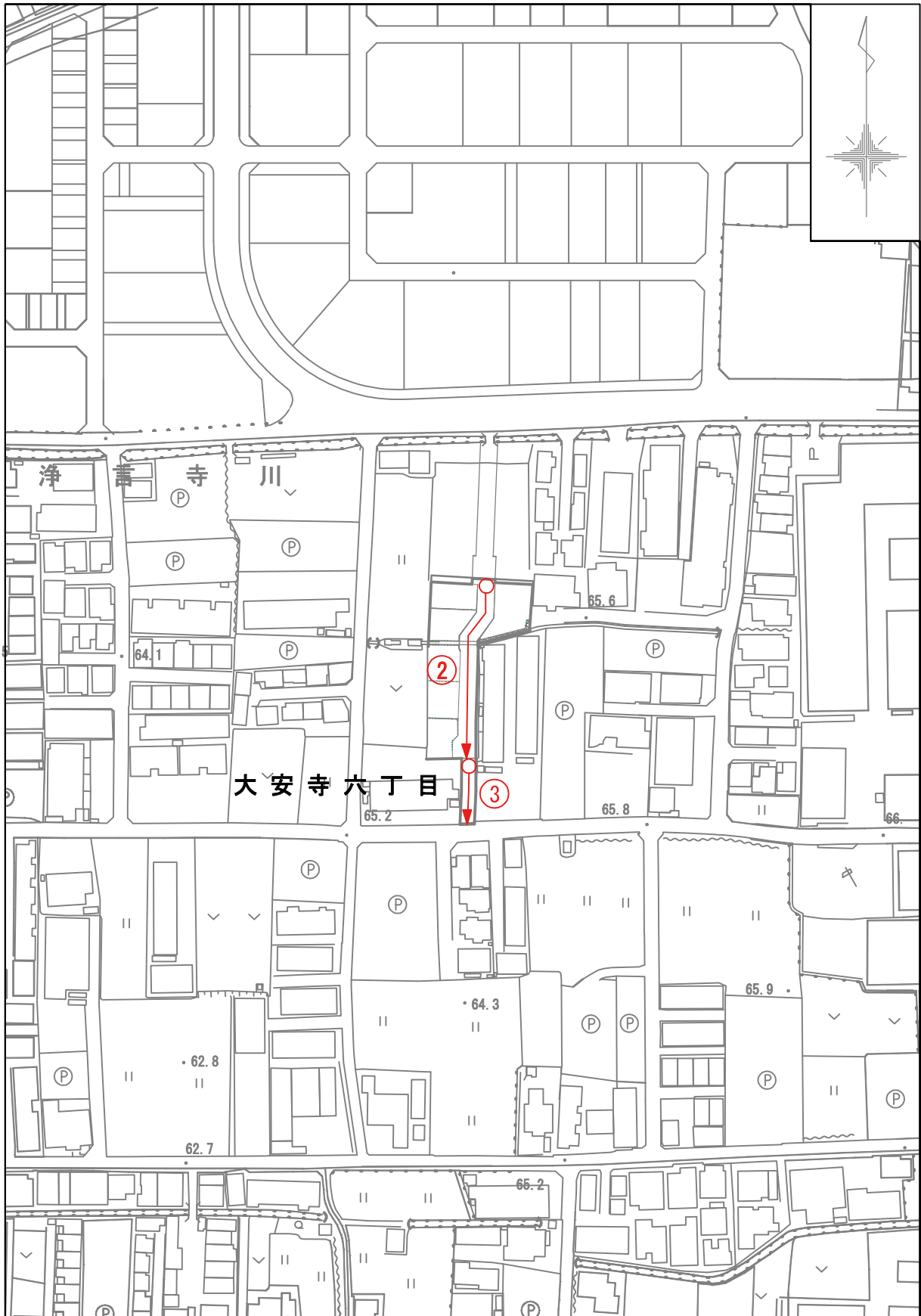
① 南部第732号線

○ → 認定しようとする路線



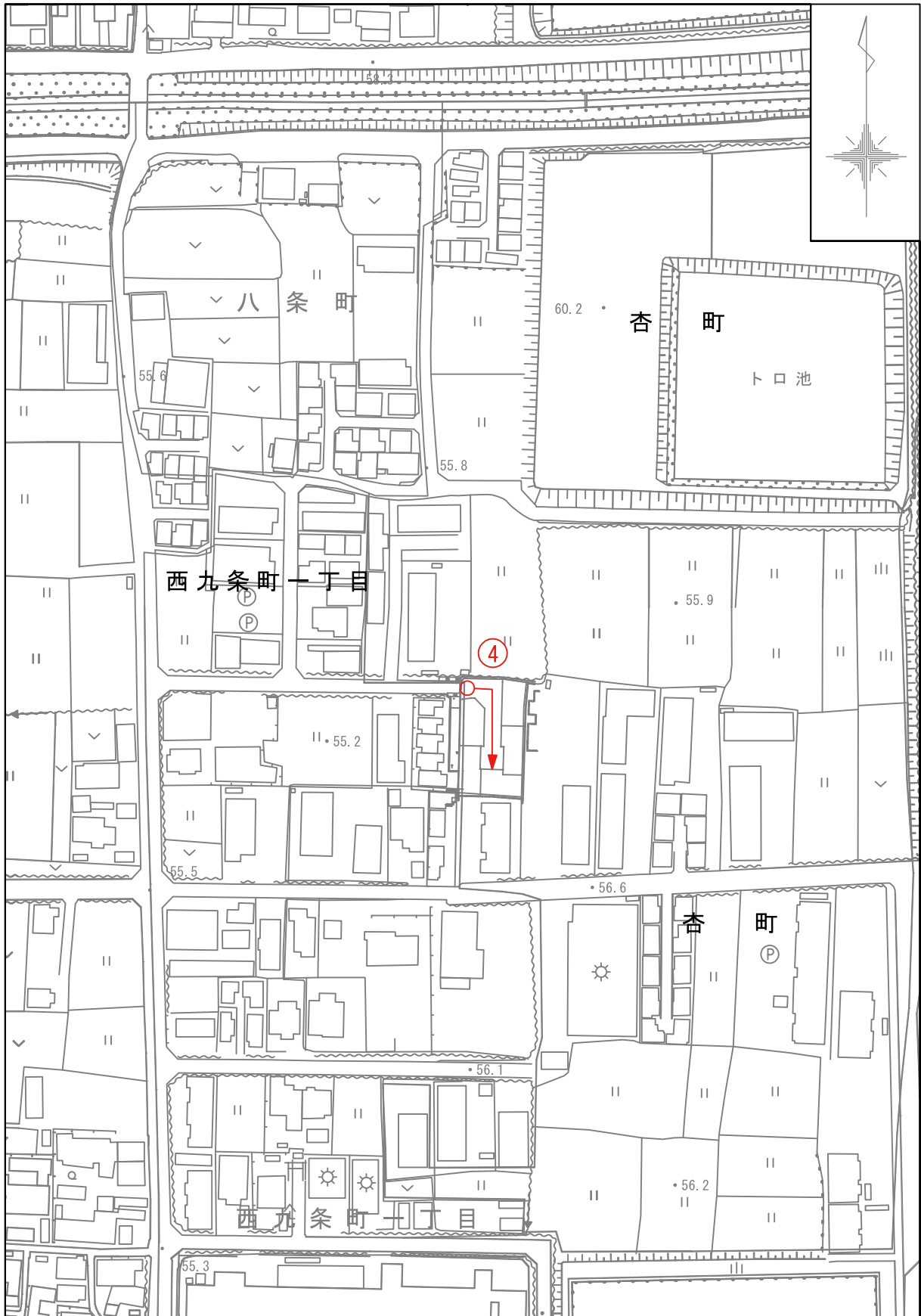
- ② 南部第733号線
- ③ 南部第734号線

○ → 認定しようとする路線



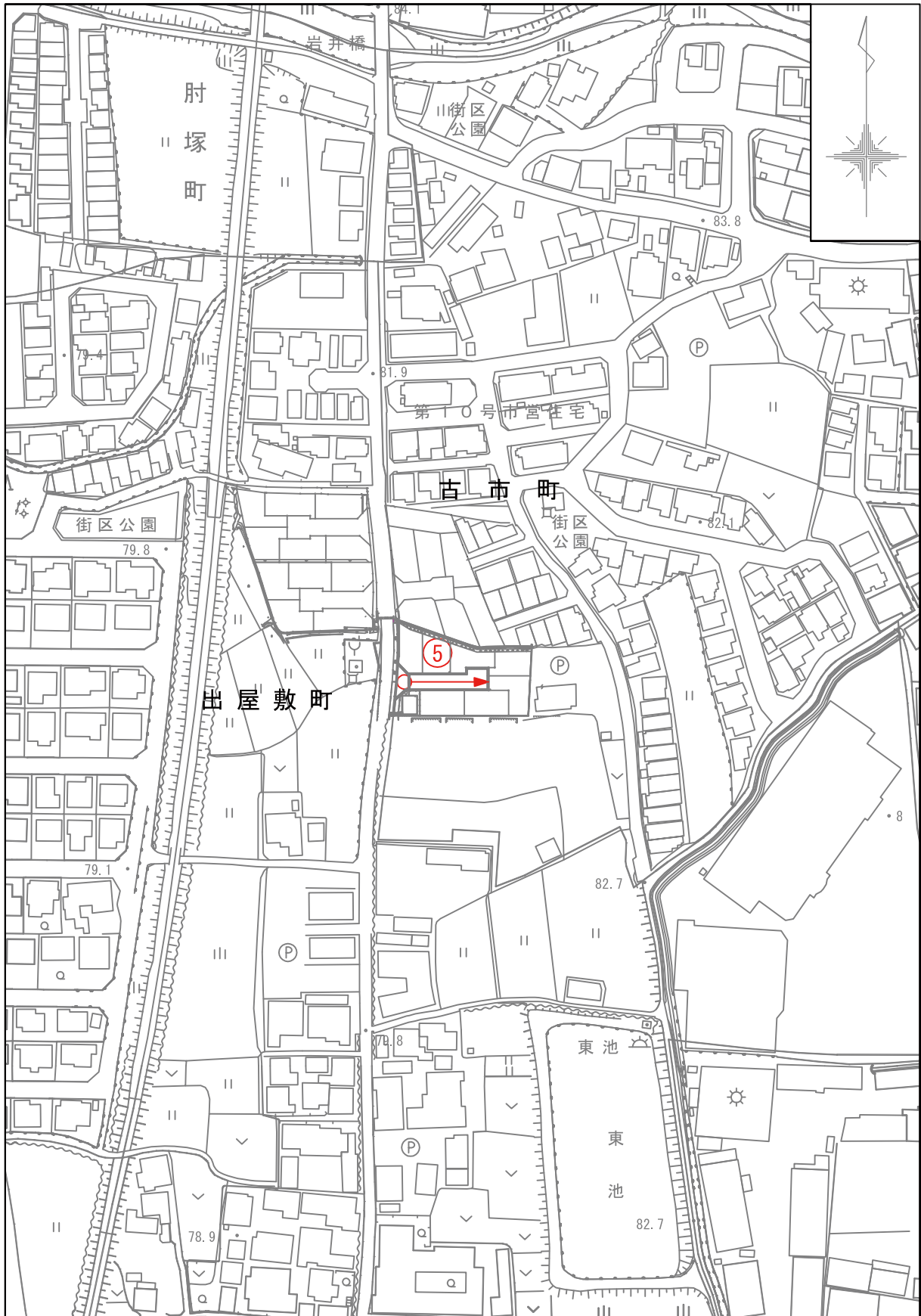
④ 南部第735号線

○ → 認定しようとする路線



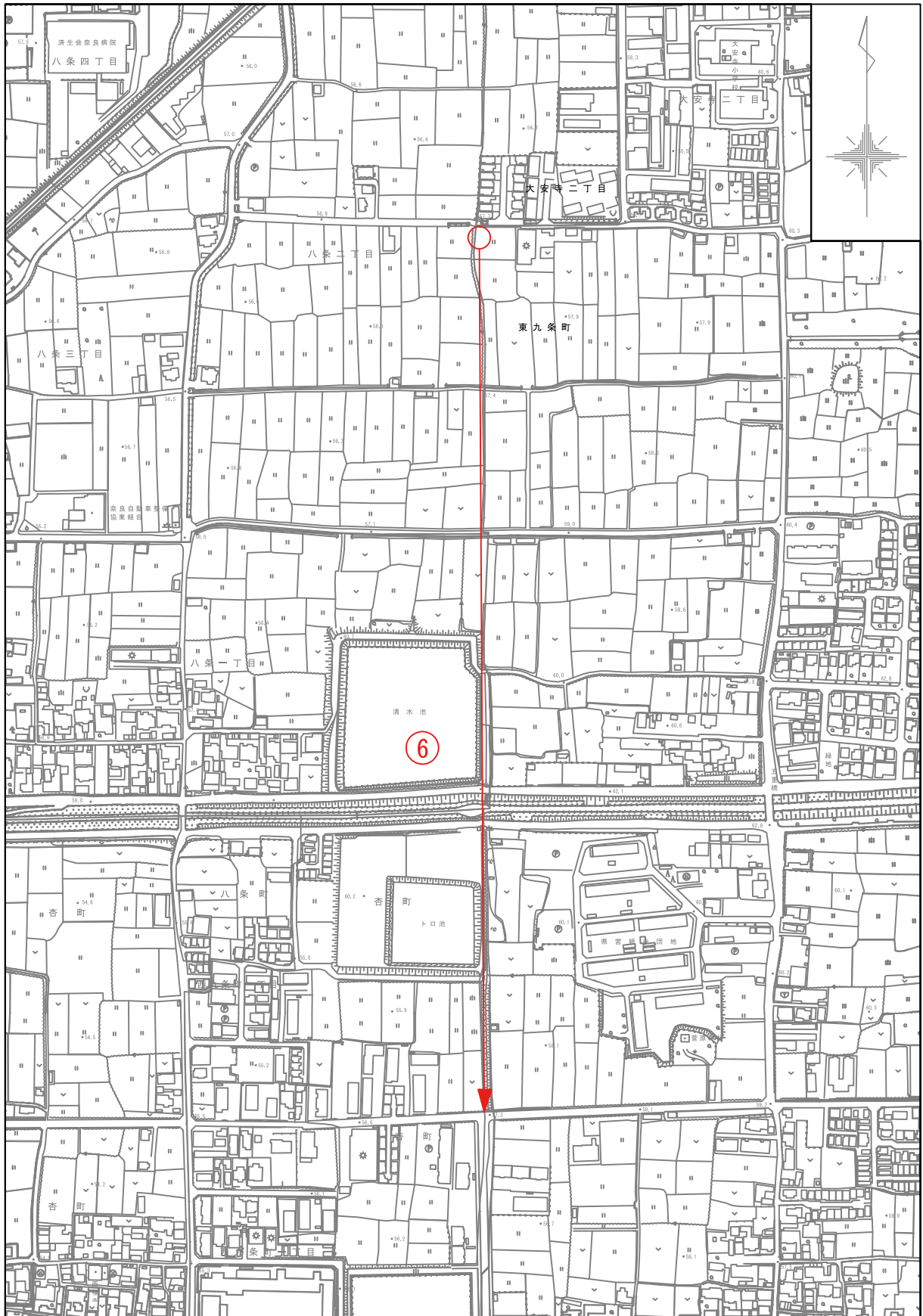
⑤ 南部第736号線

○ → 認定しようとする路線



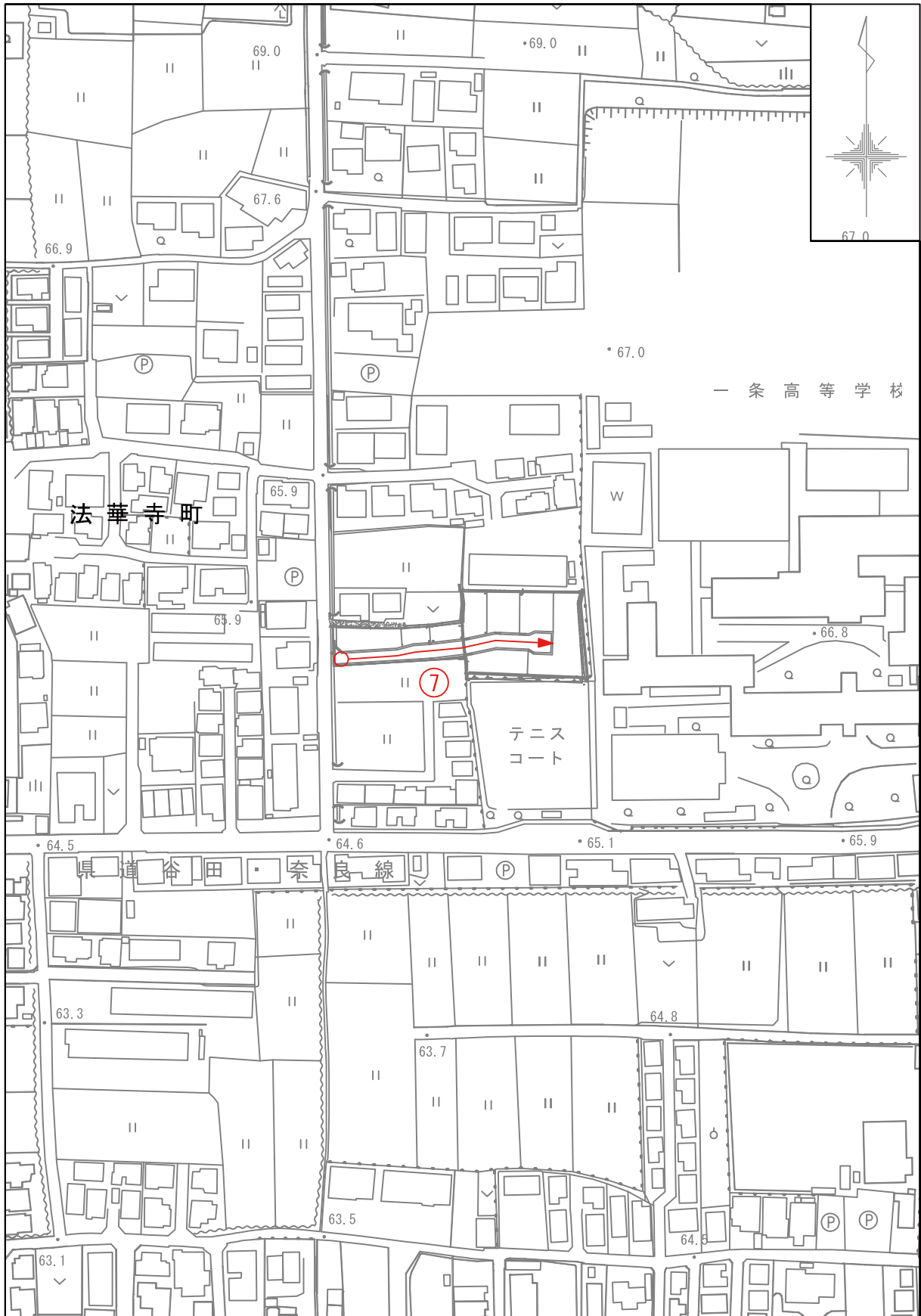
⑥ 南部第737号線

→ 認定しようとする路線



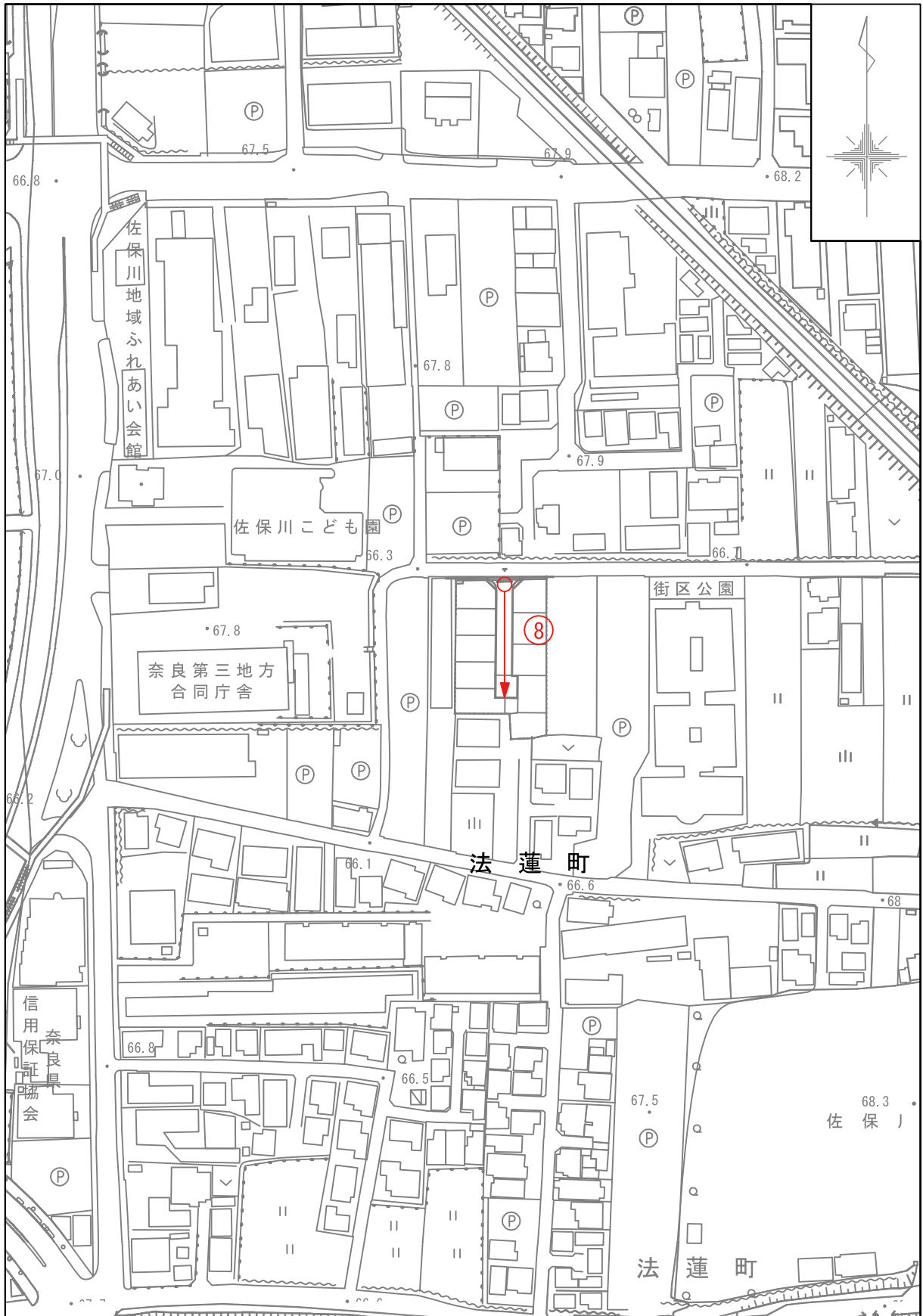
⑦ 北部第827号線

認定しようとする路線



⑧ 北部第828号線

認定しようとする路線

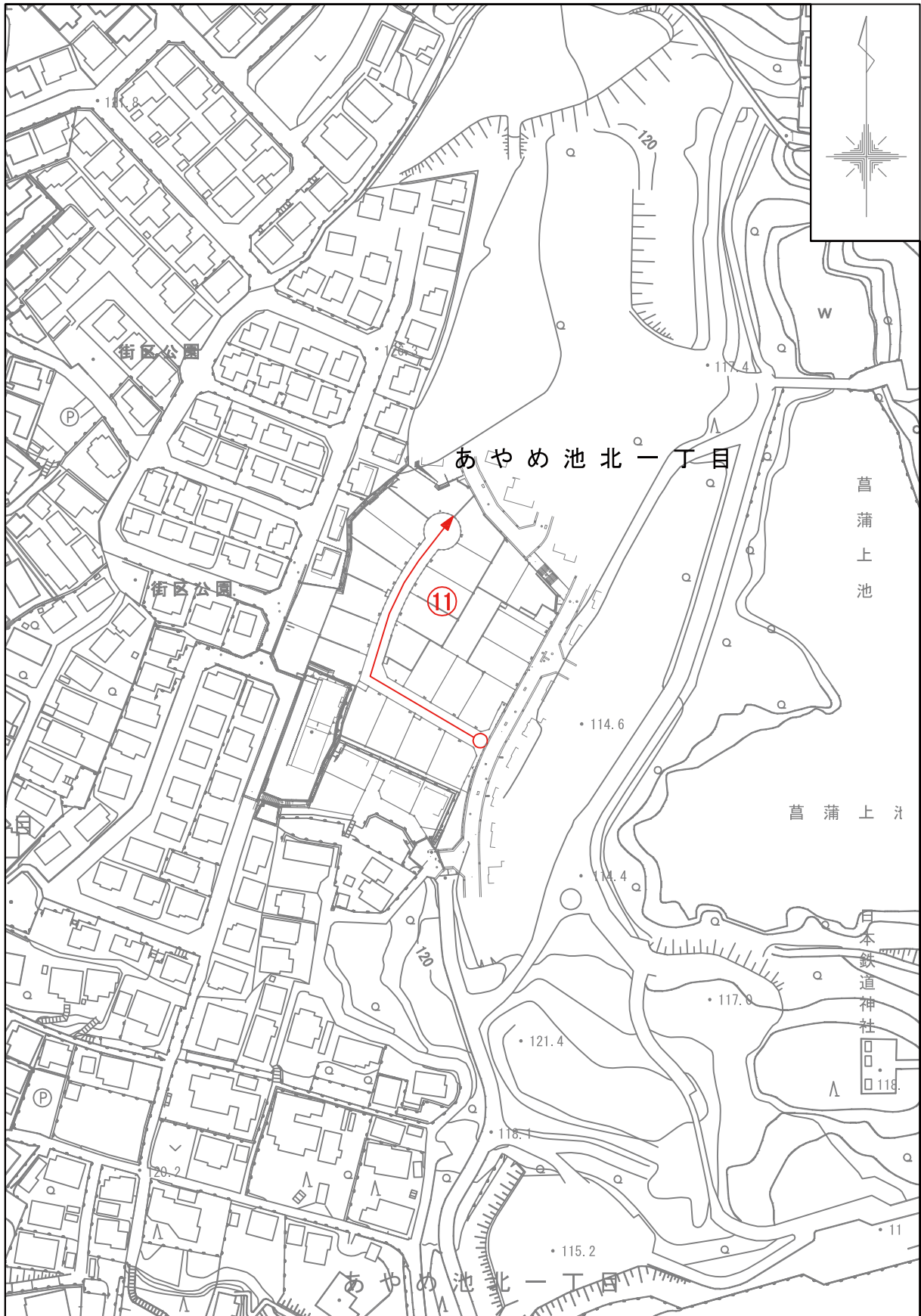


⑩ 中部第1775号線



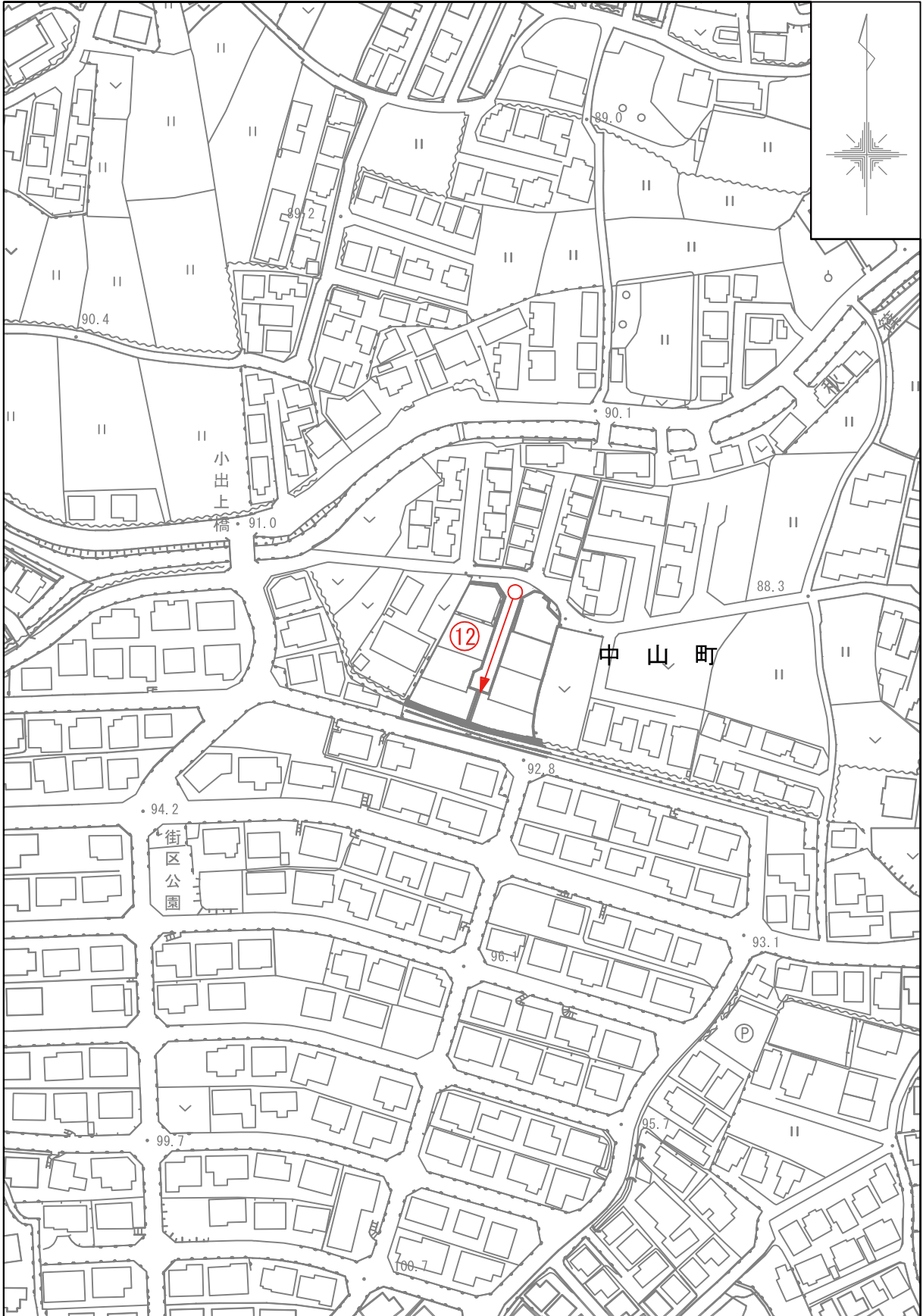
認定しようとする路線





⑫ 中部第1777号線

○ → 認定しようとする路線

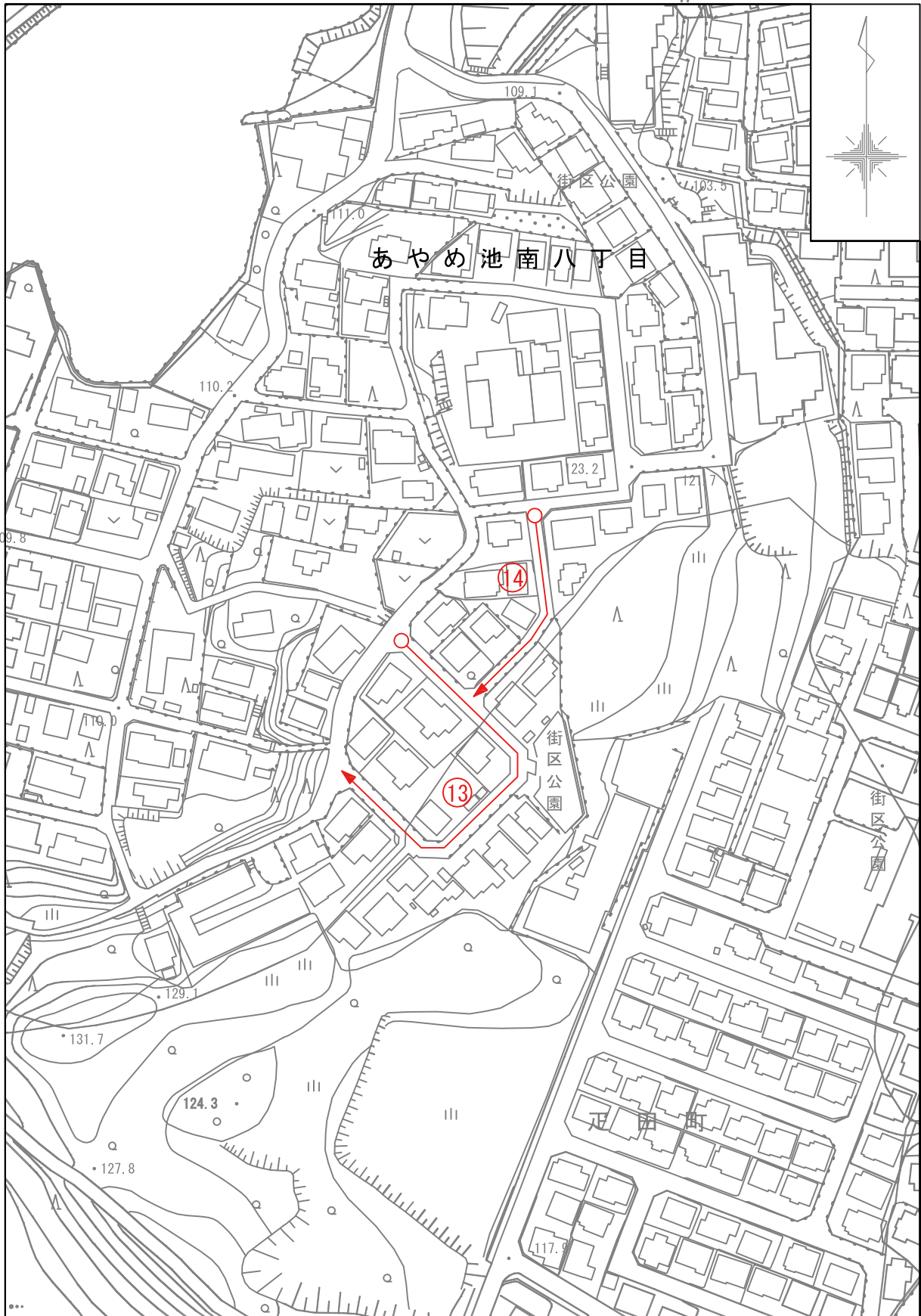


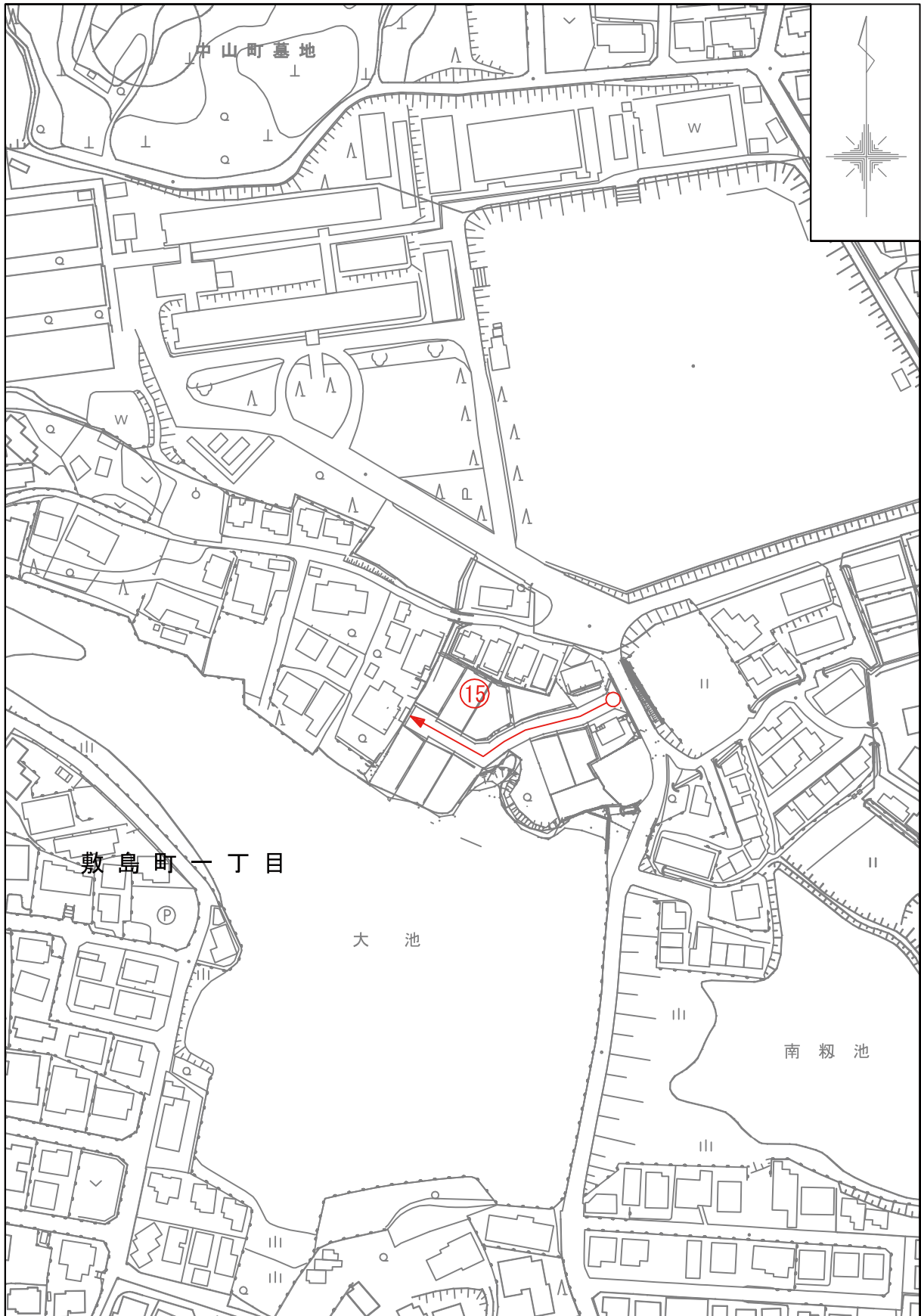
⑬ 中部第1778号線

⑭ 中部第1779号線




認定しようとする路線



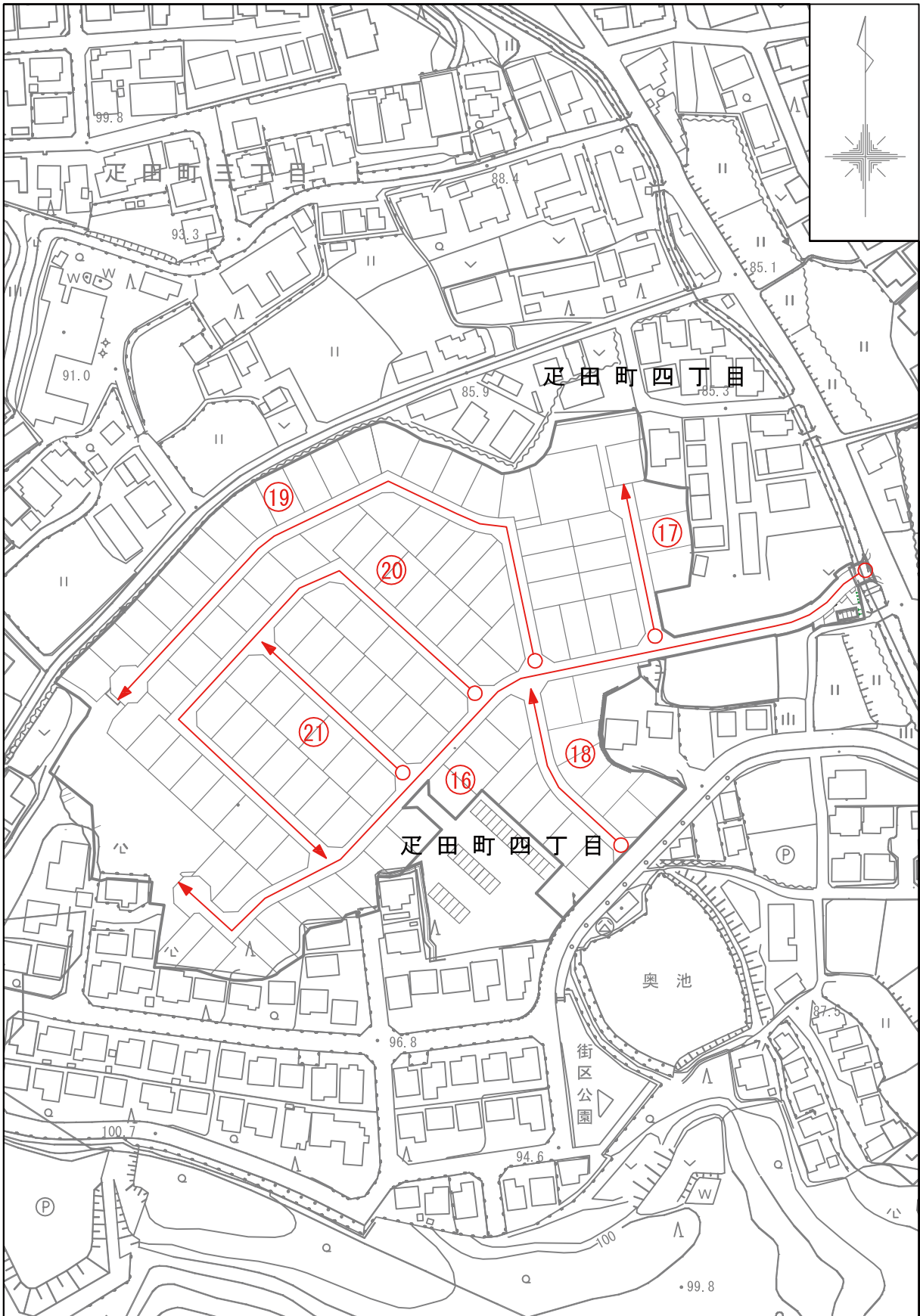


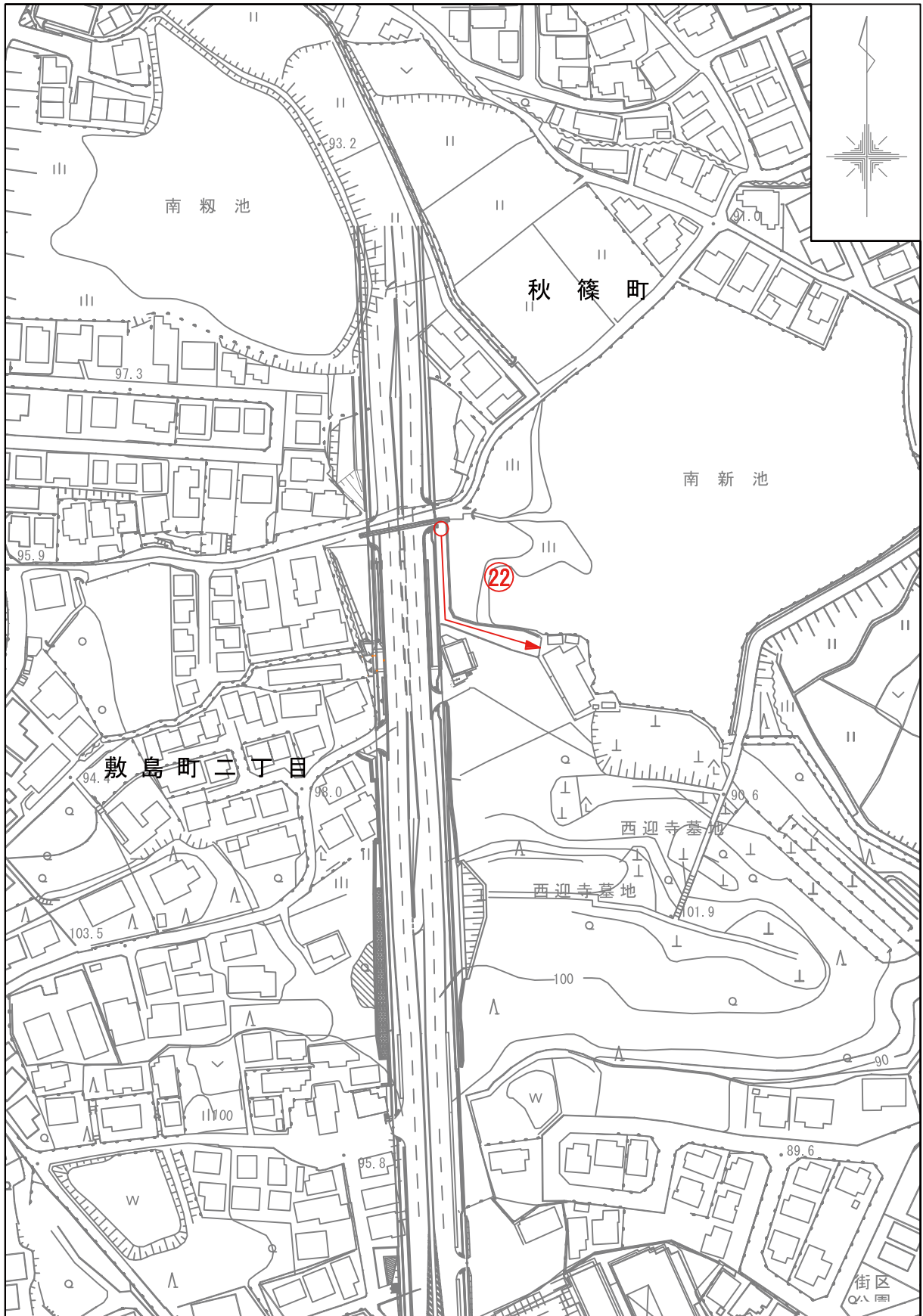
- ①⑥ 中部第1781号線
- ①⑦ 中部第1782号線
- ①⑧ 中部第1783号線

- ①⑨ 中部第1784号線
- ①⑩ 中部第1785号線
- ①⑪ 中部第1786号線



 認定しようとする路線



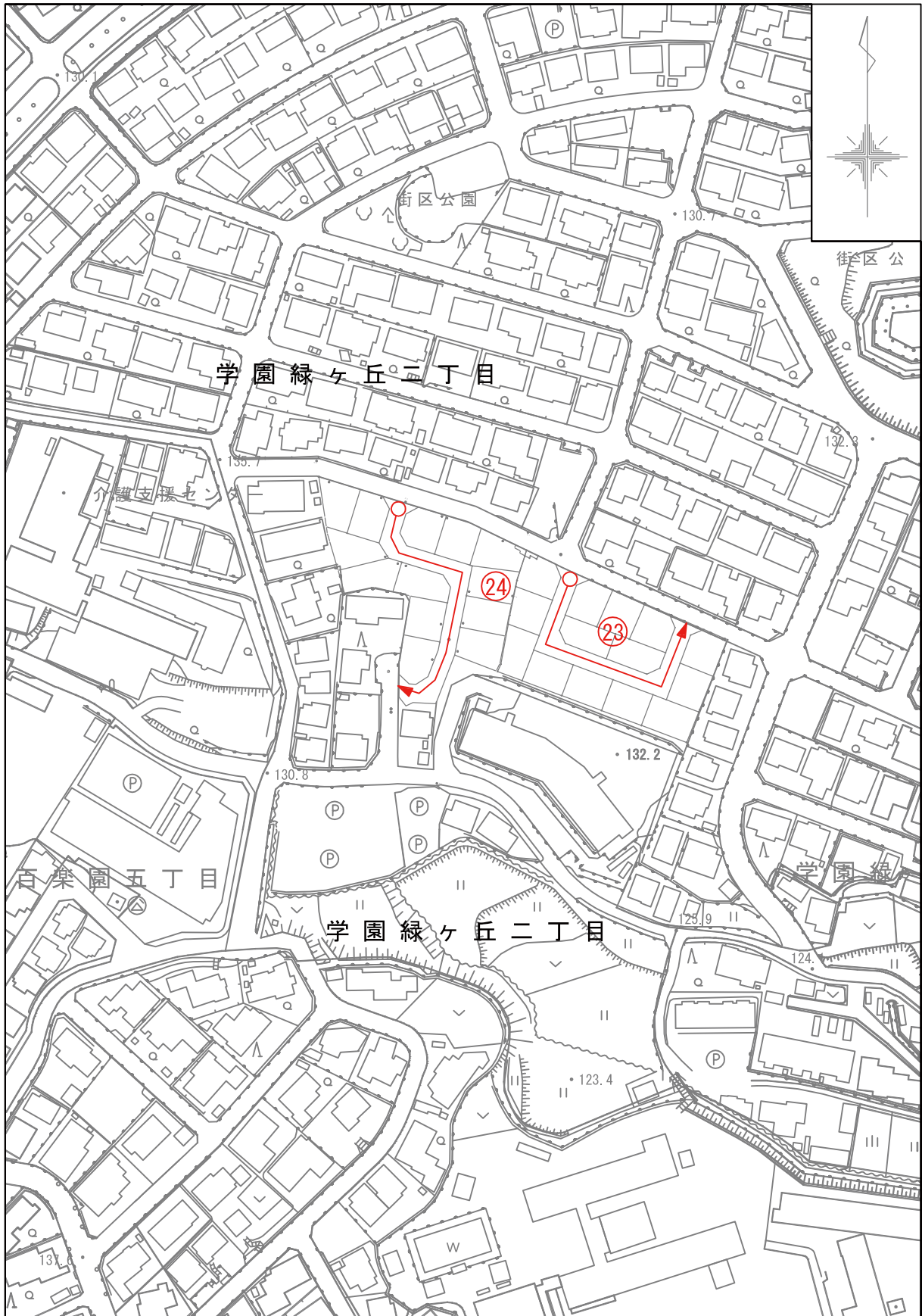


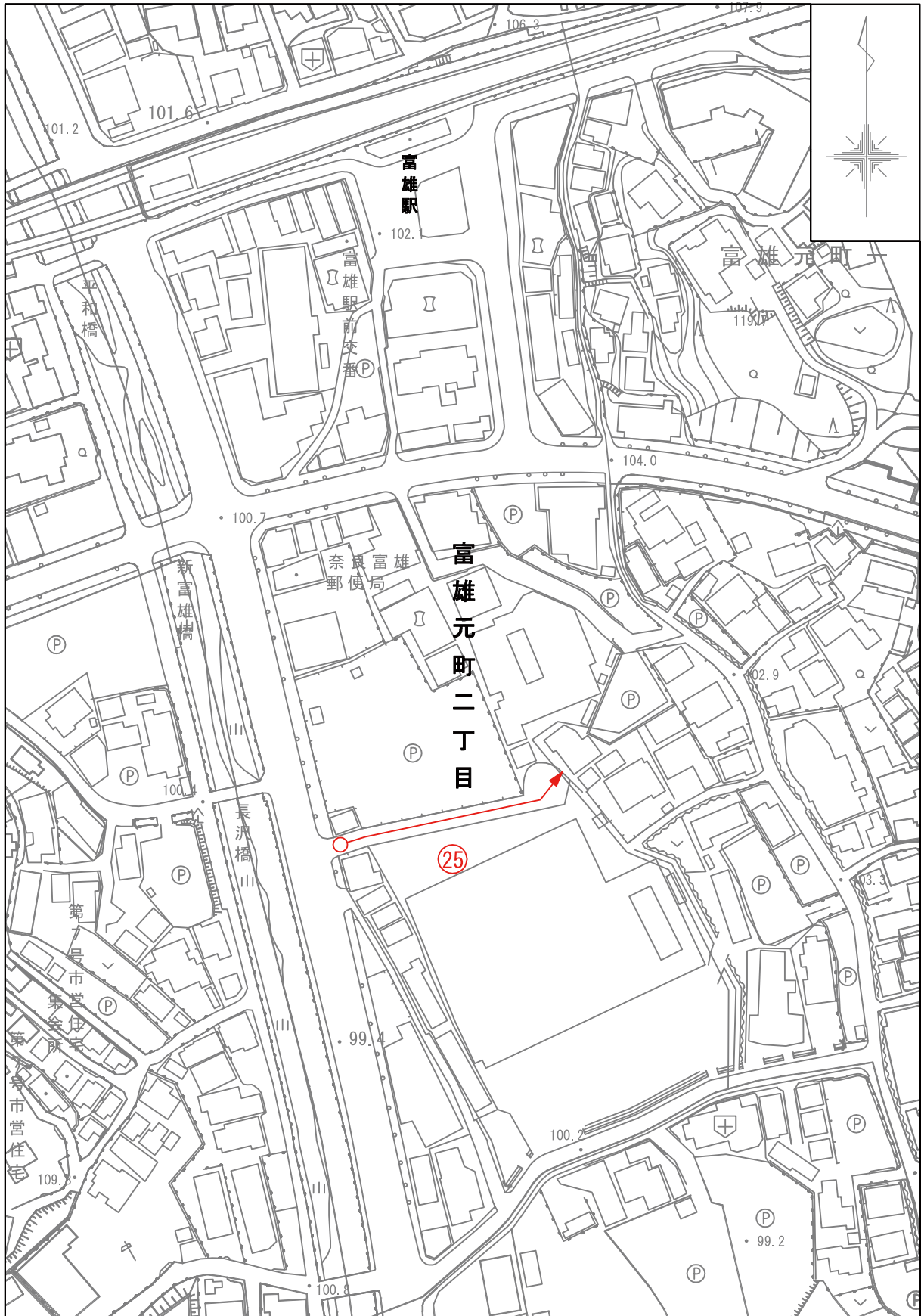
㉓ 西部第1517号線

㉔ 西部第1518号線



認定しようとする路線





公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条（第3号を除く。）、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家はり・きゆう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市東福祉センター	奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市西福祉センター	奈良市百楽園一丁目9番13号
奈良市北福祉センター	奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市南福祉センター	奈良市南永井町45番地の1

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人福祉センター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市立柳生診療所	奈良市邑地町2786番地
奈良市立田原診療所	奈良市横田町336番地の1
奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山2790番地
奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町1084番地
奈良市立興東診療所	奈良市大柳生町4254番地

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関する事。
- (2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町32番地の1

奈良市おんじょう音声館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市おんじょう音声館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市おんじょう音声館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市おんじょう音声館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号

奈良市鴻ノ池ランニングステーション

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区北浜四丁目1番23号

奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ

ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 薬師寺 洋彰

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 鴻ノ池ランニングステーションの使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 鴻ノ池ランニングステーションの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東紀寺町一丁目50番1号

市立奈良病院

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市立奈良病院における診療及び検診に関すること。
- (2) 市立奈良病院の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

履 歴 書

氏 名 安 井 ひ と み

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

資 格

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

